

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
1. グリーンイノベーション分野							
⑩	発電水利権許可手続の合理化	河川区域内において小水力発電施設を設置する場合について、工作物の新築等の許可に係る審査基準のうち、主に構造上の基準について検討する。	平成23年度中検討開始、早期に結論	国土交通省	平成24年3月に小水力発電施設に係る構造基準の原案を作成済み。平成24年6月に関係機関、団体等とのワーキンググループを設置、得られた意見を踏まえ、平成24年度目途で成案を得る。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「平成24年度措置」とされたところ。
⑯	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	食品リサイクル法について、再生利用事業計画(リサイクルループ)の活用が促進されるよう検討を行う。	平成24年度中検討開始、平成25年度中結論	農林水産省、環境省	(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年度中に検討を開始することとしている。	△	・平成24年度の検討開始後、議論の行方をフォローする必要がある。
⑱	積替え保管の許可基準の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支障がない作業場の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進めているところであり、今後、その結論に沿って措置する予定。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「平成25年度結論、結論を得次第措置」とされたところ。
⑲	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要に応じて検討を行う。	平成23年度開始	環境省	地方自治体、一般廃棄物処理業者等と調整を行いながら進めているところであり、現在行っている意見聴取等に基づき、必要な検討を行う予定。	△	・前回のフォローアップでも指摘したとおり、どのような論点が挙がっているのか等の内容を含め検討の過程とともに、いつ検討を終えたいと考えているかスケジュールを示し、できる限り早期に検討し、結論を得るべき。
⑳	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進めているところであり、今後、その結論に沿って措置する予定。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「平成25年度結論、結論を得次第措置」とされたところ。
㉑	微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進の在り方等の見直し	廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器等の処理が始まった微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、確実かつ適正な処理促進の在り方等を検討する。	平成23年度中検討開始、結論を得次第措置	環境省	平成24年8月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の報告書が取りまとめられた。 今後は、報告書で提言された内容を踏まえ、従来、微量PCB汚染廃電気機器等の処理について1100℃以上の焼却処理施設を無害化処理認定施設の認定対象としていたが、今後は処理促進のため、850℃以上の焼却処理施設についても無害化処理認定の対象として制度を運用する。また、引き続き、同報告書を踏まえ、確実かつ適正な処理促進のための技術的課題の検討を行う。	△	・焼却処理施設の拡大について報告書が取りまとめられたが、その他の論点について結論が得られていない。 ・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「平成25年度結論、結論を得次第措置」とされたところ。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
②	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	(自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。) また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。 平成23年度以降逐次実施	環境省	平成23年7月8日に施行した土壌汚染対策法施行規則の内容について、円滑かつ適切に施行されているかを把握するため、平成23年12月から、地方公共団体や事業者を対象にアンケート及びヒアリング調査を実施し、平成24年3月に調査結果をとりまとめた。当該調査結果等を踏まえ、自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用してもらうため、平成24年8月13日付課長通知「自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌が盛土材料として利用された場合の土壌汚染状況調査に係る特例及び自然由来特例区域の該当性について」(環水大土発第120813001号)を発出するとともに、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版」を見直し、同8月に公表した。	△	・引き続き、効果検証等についてフォローアップする必要がある。
<b>2. ライフライン分野</b>						
①	地域医療計画における基準病床等の見直し	我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、二次医療圏内の市町村長の同意の下、病床数の削減が達成できた場合にも含め、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。 平成23年度検討	厚生労働省	基準病床の見直しについては、厚生労働省としての考え方を全国知事会に示しており、全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論。	△	・全国知事会とも調整の上、制度の弾力的な運用についてできる限り早期に結論を得るべき。
②	救急救命士のニーズの把握	救急救命士の就職先に関する情報を養成所から志願者に周知するよう指導するとともに、医療機関において救急救命士の採用希望の有無を調査する。 平成24年度措置	厚生労働省	養成所に対する指導については、平成24年7月27日付けで通知を発出した。医療機関の調査については、厚生労働科学研究費補助金で行う調査の内容を検討しており、平成24年度中に実施する予定。	△	・医療機関の調査の内容及びその結果についてフォローする必要がある。
③	高額療養費制度の見直し	(かかった疾病の種類にかかわらず、長期にわたる慢性期の療養の際の負担をより軽減できる制度となるよう、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を行う。) 更なる負担軽減策については、社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、検討する。 平成23年度検討	厚生労働省	平成24年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱では、以下のとおりとしている。 ○高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と案を検討する必要がある。 ○他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成24年4月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収300万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。  平成24年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に基づき、まずは、年間上限の設定について、平成25年度予算編成過程で検討していく。	△	

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期					
④	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。	平成23年度 検討開始	厚生労働省	安全性を確保する具体的な要件を検討するため、薬剤師等の情報提供や郵便等販売の状況等を調査しているところ。その結果等を踏まえて、当面の合理的な規制の在り方について、引き続き検討を行う。	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な規制の在り方について結論を得るために、今後のスケジュールややるべきことについて具体的に明示すべき。</li> <li>引き続き、医薬品に対するリスク区分を見直ししていくことは重要である。またリスク区分そのものも必要に応じて見直ししていくべき。</li> <li>「一般用医薬品販売制度定着状況調査」事業についてはいつまで行う予定か明示すべき</li> <li>厚生労働科学研究事業における、一般用医薬品の供給状況に関する調査研究について具体的な研究内容およびスケジュールについて明示すべき。</li> <li>流通経路別の副作用発生率等についての適切な調査方法および進捗について明示すべき。</li> <li>なお、本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年6月29日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日規制・制度改革委員会)医療分野⑥として掲載している。</li> </ul>
		② なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。	逐次実施		医薬品の販売、流通規制の在り方については、今後の環境変化に応じて検討、見直しを逐次実施する予定。	△	
		③ 第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。	逐次実施		平成22年度より、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会において、生薬製剤、漢方製剤等についてのリスク区分の見直しを開始した。生薬製剤については、量的制限のある成分も含めた123生薬成分について第二類医薬品から第三類医薬品に変更すること等の薬事・食品衛生審議会の答申を受けて、平成23年9月30日にリスク区分を見直す告示を行った。同告示は、平成24年4月1日から施行されている。漢方製剤については、既に告示されている233処方と新たに基準が策定された30処方について見直しを行い、薬事・食品衛生審議会で、引き続き全ての漢方製剤を第二類医薬品とすることとされた。新たに基準が策定された30処方について、平成23年12月26日に告示を行い、同告示は平成24年6月26日に施行されている。なお、化学合成医薬品のリスク区分の見直しについては、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会での検討に向けて、平成24年度から、事前整理を開始した。	△	
		④ 一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。	平成23年度 検討開始		平成23年度においても、「一般用医薬品販売制度定着状況調査」事業により、薬局・店舗販売業での薬剤師等の対面販売の状況について調査を実施し、平成24年度も実施する予定。また、厚生労働科学研究事業で、平成23年度より、一般用医薬品の供給状況に関する調査研究を開始したところ。平成24年度以降も引き続き調査研究を行う予定。	△	
		⑤ 経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断続的な検討・見直しの内容に反映する。	平成23年度 以降検討開始		平成22年7月29日から平成23年11月30日の期間に、企業又は医療関係者から報告があった副作用について、流通経路別の報告状況を整理し、平成24年3月23日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会で報告したが、流通経路毎の販売数がわからないこと、経路不明の報告が多かったことなどから、評価が困難であった。また、企業や業界団体の協力を得ながら、流通経路別の副作用発生率や情報提供の実施状況等についても調査ができないか、平成24年度以降検討する予定。	△	
⑤	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化	法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、今回会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。	平成23年度 以降検討	厚生労働省	平成24年2月23日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、左記検証のため、都道府県等が条例を定める際、どのような意見が寄せられたかの調査を実施する予定である旨、周知した。  都道府県等は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第6条第2項に定められた経過措置の期限である平成25年4月1日までに条例を定めることになっているので、その制定状況について検証を行う。	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回フォローアップでも指摘したとおり、調査・検証が条例実施期限(平成25年4月1日)前後までかかるため、それまでの間、期限前から制定された条例もしくは条例案については随時検証を開始すべき。</li> <li>検証結果の公表等も含め最終的には平成25年度第1四半期までには終了すべき。</li> </ul>

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑥	ショートステイに係る基準の見直し	単独型のショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」において、利用定員数は「標準」とされ、人員配置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。	平成23年度以降検討	厚生労働省	平成24年2月23日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、左記検証のため、都道府県等が条例を定める際、どのような意見が寄せられたかの調査を実施する予定である旨、周知した。  都道府県等は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第6条第2項に定められた経過措置の期限である平成25年4月1日までに条例を定めることになっているので、その制定状況について検証を行う。	△	・前回フォローアップでも指摘したとおり、調査・検証が条例実施期限(平成25年4月1日)前後までかかるため、それまでの間、期限前から制定された条例もしくは条例案については随時検証を開始すべき。 ・検証結果の公表等も含め最終的には平成25年度第1四半期までには終了すべき。
⑧	ホテルコスト・補足給付の適正化	社会保障審議会介護保険部会において、補足給付について、入所前の世帯の所得状況を勘案するとともに、ホテルコストについて介護保険施設の多床室においても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたこと等を踏まえ、補足給付やホテルコストの将来的な在り方について社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討する。	平成23年度以降検討	厚生労働省	平成23年10月以降に開催された社会保障審議会介護保険部会において、社会保障と税の一体改革における介護分野の制度見直しに関する議論として、多床室の給付範囲の在り方や補足給付における資産等の勘案について検討が行われ、多床室については室料の負担を求めるのは避けるべきとの意見が多く見られたところであり、また、補足給付については、具体的な仕組みづくりに向けた実質的な検討を早急に開始すべきとされたところ。今後とも社会保障審議会介護保険部会において検討予定。	△	・前回フォローアップでも指摘したとおり、ホテルコストについては引き続き検討すべき。 ・前回フォローアップでも指摘したとおり、補足給付について、具体的な仕組みづくりに向けた実質的な検討に関し、スケジュールを明らかにし、早急に開始すべき。
⑨	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計報告手続の簡素化	保育所運営事業者の会計については、イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、結論を得た上で実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目標に措置	厚生労働省	「明日の安心と成長のための緊急経済対策」等に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が平成22年6月29日に少子化対策会議において決定された。 その後、平成22年9月に「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣・政務官級会合)」の下に、基本制度ワーキングチーム、幼保一体化ワーキングチーム、子ども指針(仮称)ワーキングチームの3つのWTを立ち上げ、基本制度案要綱に基づき、有識者、保育所・幼稚園関係者、地方公共団体、事業者代表、労働者代表、子育て当事者などの関係者の参画を得て、内閣府を中心とした関係府省が連携し、具体の検討を進めてきた。 平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。本件については、同基本制度の中で、会計基準については、「個人給付となる子ども園給付(仮称)の創設に伴い、事業者の法人種別に応じた会計処理方式とする。その際、複数事業部門を有する事業者の場合、子ども園給付(仮称)の資金の流れが分かるよう、部門ごとの会計状況が明確になるような仕組みを設ける。」ことが明記されたところ。 平成24年3月、これらを盛り込んだ子ども・子育て支援法案、総合子ども園法案、並びに子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定し、今国会に提出された。その後、同3法案については、衆議院での審議過程において修正等を受け、6月26日の衆議院本会議において可決された。その後、参議院にて審議され、8月10日の参議院本会議において可決された。今後、平成25年度に設置される子ども・子育て会議における議論を経て、制度施行までの間に検討することとしている。	△	・会計ルールについては、具体的な内容が明らかにされておらず、事業会計規則の制定内容等、引き続きフォローする必要がある。
⑩	保育所運営費の使途制限の見直し	保育所運営費の使途範囲の具体的な在り方については、事業者に自由度を持たせ、一定の経済的基礎の確保等を条件に、他事業への活用を可能とすることなどを検討し、結論を得た上で実施する。	子ども・子育て新システム実施時を目標に措置	厚生労働省	本件については、同中間とりまとめの中で、「運営費の使途範囲について、子ども園給付(仮称)等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること」について、今後更に検討を行うことが明記されたところ。 なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定) その後、平成24年3月少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。同決定の中では、子ども園について、「繰入れや剰余金の配当に関する法的な規制は行わない」とこととされた。 平成24年3月、これらを盛り込んだ子ども・子育て支援法案、総合子ども園法案、並びに子ども・子育て支援法及び総合子ども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定し、今国会に提出された。その後、同3法案については、衆議院での審議過程において修正等を受け、6月26日の衆議院本会議において可決された。その後、参議院にて審議され、8月10日の参議院本会議において可決された。今後、平成25年度に設置される子ども・子育て会議における議論を経て、制度施行までの間に検討することとしている。	△	・使途範囲の具体的な内容については明らかにされておらず、引き続きフォローする必要がある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑫	訪問看護ステーションの 開業要件の見直し	病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見直し(1人又は2人)について検討し、結論を得る。 なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見直しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。	平成23年度 検討・結論	厚生労働省	東日本大震災の被災地の状況を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県について、特例措置の延長を行った。(平成25年3月31日までの時限措置までの時限措置) 今後、当該措置の実施状況を踏まえて検討する。	△	・1人開業の申請はこれまでに複数件あったが、既存の事業所で足りているとの理由で自治体が却下している。本当に物理的に人数が足りているからなのか、申請した事業所の安全性が問題だったのか、詳細な内容が不明である。 ・特例措置の検証については、事例が少ない=1人開業の訪問看護サービスのニーズがない、という視点ではなく、どのような仕組みがあれば、1人でも安心・安全な訪問看護サービスが提供できるか、という視点が必要である。 ・1人開業の一般制度化を視野に入れた、より幅広い視点で調査を行うべきである。 ・なお、本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年6月29日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)医療分野⑦として掲載している。
⑬	医薬品及び医療機器の審査 手続の見直し	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。	平成23年度 検討・結論、 平成23年度 以降順次措置	厚生労働省	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化を図るため、平成23年7月には腎性貧血治療薬の臨床評価方法に関するガイドラインを発出し、平成23年12月には、睡眠薬の臨床評価方法に関するガイドラインを発出するなど審査手順に関する詳細なガイドラインを作成しているところ。 また、従来より、社会的に極めて関心の高い品目については、審査手順のガイドラインに関するパブリックコメントを実施するなど、医薬品及び医療機器の審査手続の一層の透明化を図るために必要な取組を進めているところ。 さらに、平成24年度予算において、技術の進歩に対応する薬事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上。平成24年6月現在、21の大学等研究機関を選定し、革新的な技術の進歩に対応した人材の育成・ガイドラインの早期作成を進めているところ。 医療機器については、新医療機器使用要件等基準策定費に基づき、基準作成準備中であるとともに、医療機器薬事申請・治験計画作成者養成プログラム作成モデル事業費に基づき、研修プログラムを作成中であり、初級研修(12月)及び上級研修(25年1月)を実施予定。	△	・事前評価相談制度の拡大や薬事戦略相談の創設等が所期の狙いどおりPMDAの審査機能強化に貢献しているのであれば、更なる取組を行うべき。 ・具体的には、申請受理時に審査期限を設定したり、審査期間中も申請者に審査状況等について随時フィードバックしたりする制度運用を行い、審査運用状況の明確化・透明化を図るべき。 申請ごとに必要となる審査は千差万別であるが、審査期限を超過する場合は、その理由について申請者側との間で意思疎通する等、審査側と申請者側のコミュニケーションを深化することが重要。 ・審査手順の明確化のために現在進めている品目ごとのガイドラインの作成と並行して、審査運用状況の明確化・透明化についても、具体的な改善を図るべき。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体の検証、必要に応じた見直しを行うべき。 ・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)の「ライフ成長戦略」においても、本項目に係る記述がなされていることを踏まえ、早急に対応すべき。 ・なお、本項目は重点フォローアップ項目であり、平成24年4月1日時点の指摘事項については、所管省庁と合意の上、「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)医療分野⑧⑨として掲載している。
3. 農林・地域活性化分野							
①	認定農業者制度の見直し	PDCAサイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早急に検討を行い、意欲のある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。	平成23年度 中措置	農林水産省	認定農業者制度については、①人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられた者を認定農業者として認定していく、②新たな農業経営指標を用いて毎年経営改善計画の自己チェックを行い、認定期間の中間年(3年目)と最終年(5年目)には市町村へ結果を提出し、必要な助言等を受ける、といった見直しを内容とする「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知)」を発出したところ。	△	・農林水産省は「○」を主張している。 ・今回の認定農業者制度の見直しは、認定農業者への農地集積の促進等、意欲ある農家にとってより有益なものになっているのかについて運用状況及びその結果をフォローする必要がある。

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要 実施時期				
③	国家貿易制度の見直し	<p>麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。</p> <p>麦については平成23年度に「食と農林漁業の再生実現会議」等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに結論。乳製品については平成23年中措置。</p>	農林水産省	<p>〈麦〉 SBS方式の導入の拡大については、平成24年度中を目途に結論を得る予定である。なお、現在、SBS方式の導入の拡大につながるよう、SBS方式の運用改善の一環として、外国産麦の輸入について、平成24年11月以降の売買契約分から、残留農薬検査を見直し、検査の効率化を図ることを検討しているところ。これに伴い、外国産麦がより円滑に輸入されると見込まれることから、製粉業界に対し、今回の見直しに併せて、更なるSBS方式の利用の拡大を推進するよう通知を发出する予定。</p> <p>〈乳製品〉 乳製品の国家貿易については、これまで原則としてSBS方式を導入していなかった。バター又は脱脂粉乳について、これらの品目の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入を行う際にはSBS方式の導入を図ることとした。このため、乳製品の国家貿易を担う独立行政法人農畜産業振興機構宛てに本件SBS方式導入拡大についての「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第13条第1項及び第16条第2項の規定に基づく指定乳製品等の輸入及び売渡しの業務の実施に係る要請について」(平成23年12月22日付け農林水産省生産局長通知)を发出した。これに従い、平成24年2月16日に(独)農畜産業振興機構が24年度の乳製品の国家貿易として2,000tのSBS方式によるバターの輸入・売渡入札を実施した。</p>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麦の国家貿易について、対象銘柄等の見直しを通じ、速やかにSBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大すべき。</li> <li>・SBS方式の導入の拡大について結論を得るにあたっては、その検討過程を随時明らかにしつつ進めるべき。</li> </ul>
④	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し	ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱えることができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。	農林水産省	実際の園芸用施設の設置工事におけるコンクリート打設工法等について、現場の実態を把握するため、関係団体等から情報収集を行っている。今後、更に情報収集に努め、平成24年度中に結論を得る予定である。	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き検討の行方をフォローする必要がある。</li> </ul>
⑦	有害鳥獣捕獲の促進	業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備する。	環境省	平成23年12月から、業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度について、文献調査やヒアリングによる事例収集等により検討中。今後、制度の整備へ向けたより具体的な課題の抽出・整理を行うとともに、平成24年度中に中央環境審議会(鳥獣保護管理小委員会)での検討を開始する予定。	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すみやかに中央環境審議会での検討を開始すべき。</li> <li>・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において措置までの工程表を策定、公表することについて「平成24年度措置」とされたところ。</li> </ul>

規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期				
⑫	農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保証制度の連携強化による資金供給の円滑化	③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点から踏まえた事務手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。	平成23年度着手、できる限り早期に措置	農林水産省、経済産業省	(農林水産省、経済産業省) ③上述のとおり実施した実態調査による事例の収集等、他業態から農業に参入した事例を含めて、両制度の対象業種を明確にした事例集を7月下旬に作成するとともに、基金協会と保証協会間での連携強化を改めて周知徹底する文書を、7月31日付けで主務省から発出し、一層の連携を図り利用者の利便性確保に向けた円滑な保証引受けのための体制を構築することとした。さらに、8月10日には同事例集を農水省HPで公表することにより、利用者の利便性に資するように、事業者や金融機関等に周知徹底を図った。	△	・事例集においては、植物工場についての取扱いが不明確である。 ・円滑な保証引受けのために十分に連携体制がとられているのか確認する必要がある。 ・集中討議において「事例集について、年1回もしくは半年に1回という頻度で定期的な追加・見直しをする。」という発言があったため、次回改訂までフォローする。
		④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度設計に関する情報提供を行う。	平成23年度検討開始、平成24年度中に結論	農林水産省、経済産業省	(農林水産省) ④農林水産省は基金協会の保証料率の見直し等について、経済産業省から中小企業CRDの制度設計に関する情報提供を得つつ、保険機関でもある独立行政法人農林漁業信用基金の次期中期目標(平成25年度～)とも連動させた上で、平成23年度から関係機関と十分協議し、平成24年度中に一定の結論を得る。 (経済産業省) ④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省からは、中小企業CRDの制度設計に関する情報提供等を行う。	△	・基金協会の保証料率の見直しが行われるべきであり、引き続き検討の行方をフォローする必要がある。
⑬	資源管理制度の見直し	TAC(総漁獲可能量)設定魚種の拡大及びIQ(個別漁獲枠)方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係るVMS(漁船モニタリングシステム)の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介、あっせん等への積極的な対応を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。	できるだけ早期に措置	農林水産省	TAC魚種拡大については、平成24年2月27日の第55回水産政策審議会資源管理分科会で資料を提出し、ご議論をいただき、現時点での拡大の必要性はないとの結論を得ている。 また、民主党マニフェストに沿って平成23年度から開始された資源管理・漁業所得補償対策の下で、漁業者が自主的に取り組む資源管理措置の一つとして、IQ(個別漁獲枠)方式の活用が進められているところである。 衛星船位測定送信機(VMS)の設置については、平成24年3月13日の水産政策審議会資源管理分科会において示した処理方針に基づき、同年8月1日の指定漁業の許可の一斉更新において、必要な漁船に、VMSの設置及びその常時作動を許可の制限又は条件として付したところ。 指定漁業と沿岸漁業との調整については、担当者を現地に派遣し関係者の意見を聞くとともに、関係者間の調整会議を開催するなど積極的に実施している。 また、平成24年3月23日に閣議決定された新たな水産基本計画においても、TAC魚種拡大、IQ方式の活用、VMS設置の義務付け及び指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介・あっせん等について、今後の施策の基本的な方向性を明記している。	△	・本件について農林水産省は「○」を主張している。 ・新たな水産基本計画に明記された今後の施策について、引き続き、動向をフォローする必要がある。
4. アジア経済戦略、金融等分野							
○ 物流・運輸分野							
①	国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し	国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。	平成24年度検討	国土交通省	諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況について分析を進めるとともに、認可を行った提携深化協定の実施状況等について、今後、事業者からの報告等も踏まえつつ、その効果・影響等の検証を行う。	△	・引き続き検討の行方をフォローする必要がある。

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
4	電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2,000kW未満への引上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度 検討・結論、 結論を得次第 必要に応じ措 置	経済産業省	他の発電方式との比較の観点も交えながら、太陽電池設備に対する技術動向や事故事例、現状の保安体制等を踏まえた安全性の調査を行い、当該設備のが有するリスク及び本改正の影響を踏まえた安全性等を検証するため、一定規模のデータ収集や技術的検討を開始したところ。 引き続き検討を進め、年度内に結論を得る。引き上げる方向で結論が得られた場合、電気事業法施行規則の改正を行う。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「平成24年度結論、平成25年上期までに必要に応じ措置」とされたところ。
5	太陽熱等に関する環境価値取引促進のための熱量推計方法の確立	サンプリング調査を基にした熱量の推計は計量法上の諸規制の適用対象外であるところ、グリーン熱証書の普及を図るべく、技術的な実証を重ねることにより、再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法を確立する。	平成25年度 結論	経済産業省	再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法の信頼性を高めるため、全国111箇所に設置した再生可能エネルギー熱利用設備及び計測機器を用いて、サンプリング調査を基にした熱量の推計や特定計量器によらない簡易な方法による計測データの収集を引き続き行うとともに、夏期に計測したデータの比較、分析を行っているところ。平成25年度中に計測手法の確立を目指す。 将来的にはこれらの計測手法に基づく環境価値の取引が出来るよう、必要な信頼性を確保するため、引き続き実証データの収集、分析を行い、計測手法の信頼性向上を図る。	△	・グリーン熱証書の普及のため、熱量推計手法の確立においては、みなしなど簡易な計量手法の導入に向けて実証を進めるべきである。 ・みなし計量のみならず、計量法上の特定計量器によらない簡易な計測手法に基づく環境価値取引についても検討の範囲に含めつつ、実証事業を進めるべきである。
6	風力発電に係る環境影響評価の迅速化①(審査手続の簡素化・迅速化)	風力発電に係る環境影響評価について、事業者に煩雑かつ過重な手続を要求しないよう、評価項目の絞り込みや経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る標準処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮するなど、手続の簡素化・迅速化を行う。	平成24年度 措置	経済産業省	「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商産業省令第54号)の改正についてパブリックコメントを行った。その中では、環境影響評価の評価項目を選定するにあたって事業者が参考にすべき項目(参考項目)に関し、例えば施設の稼働による振動など、他の発電所においては参考項目としている項目について風力発電所では参考項目とはしていない。平成24年7月31日公布、10月1日施行。 なお、経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮する点については、今後個別の審査において実施していく。	△	
9	自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直し	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、環境影響評価法との関係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進め、必要な見直しを行う。	平成24年度 措置	環境省	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについては、平成22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」の閣議決定を受け策定し、平成23年3月に公表したところであるが、平成24年10月から施行された改正環境影響評価法施行令との関係の整理に着手するとともに、風力発電事業者からの意見聴取等を実施し個別事例の検証を行いながら実態把握を進めているところ。	△	
10	風力発電の導入促進に係る審査の一本化	風力発電設備(洋上風力発電設備を含む)に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。 なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)1.③再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。	平成24年度 検討・結論、 結論を得次第 措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 風力発電設備について、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについては、両省で協議を進めているところ。 経済産業省においては、建築基準法における審査の方法や実態等について調査中であり、引き続き検討を進める。 なお、国土交通省においては、風力発電設備に関する構造基準の合理化について、一般社団法人日本風力発電協会と協議を進めており、一部(JIS材と国際規格・海外規格材との比較や受け入れ、アンカーボルトの基準強度の制定)については、本年9月に結論を得て、関係機関等に周知したところ。結論を得ていない高度な計算方法の緩和については、平成24年度内結論に向けて検討を進める。	△	・審査の一本化に係る検討を進めるためにも、まずは、風力発電設備に関する構造基準の合理化について速やかに結論を得た上で措置すべきである。
11	風力発電施設に係る航空障害灯等の設置免除の基準の緩和	風力発電施設に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の基準について、航空機の航行の安全の確保に留意しつつ、海外の基準の状況を精査し、設置間隔の拡大について検討し、結論を得る。	平成24年度 検討、平成25 年度早期結 論	国土交通省	平成24年8月末時点での国内における風力発電施設の設置状況及び当該施設に対する航空障害灯の設置状況の確認を行ったところ。 現在、海外における風力発電施設に対する航空障害灯の設置基準及び設置状況等の調査を行っているところであり、今後、国内及び海外での調査の結果を踏まえ、航空障害灯の設置間隔の拡大について引き続き検討を進める。	△	・海外における風力発電施設に対する航空障害灯の設置基準及び設置状況等の実態調査については、国土交通省が行ったヒアリングにおいて、事業者から示された情報も参考に早急に着手されたい。

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
13	自然公園内における地熱発電施設の設置に関する規制の見直し②(優良事例の形成の検証)	我が国の将来の地熱開発が適切に進められるよう、優良事例の形成を図る中で得られる知見等に基づき、国立・国定公園内において風致景観や自然環境の保全と再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和を図られる地熱開発についての検証を行う。	平成24年度以降順次措置	環境省	平成24年3月27日に環境省より通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成24年3月27日付け環自国発第120327001号環境省自然環境局長通知)を踏まえ、環境副大臣が統括する「自然と調和した地熱開発に関する検討会議」を設け、風致景観や自然環境の保全と地熱開発を高いレベルで調和させる具体的な戦略の検討・フォローアップを行うこととし、地熱開発事業者等に対する説明会や意見交換会等を開催しているところ。	△	・「自然と調和した地熱開発に関する検討会議」において、現在行われている事業者ヒアリング及び地熱開発に係る課題検討を継続して実施していくことが必要である。 ・今後の環境省の地熱開発に関する施策を検討するに当たり、関係省庁を交えた協議を引き続き行っていくことが必要である。
15	地熱発電所の熱水の多目的利用	水質汚濁防止法の趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的な考え方を整理し、周知する。	平成24年度措置	環境省	地熱発電を予定している事業者等からの情報収集を行っているところ。また、既存の事業者とも情報交換を行う予定としている。	△	・地熱発電を予定している事業者だけでなく既存の地熱発電事業者との情報交換も積極的に行い、熱水の多目的利用を促進する方向で検討を進めるべきである。
16	小型蒸気・バイナリー発電機の使用前審査に係る取扱いの周知	圧力容器の構造強度等を定めた技術基準は性能規定化されており、その適合性については設置者の自主保安の範囲において確認されるべきことを周知徹底する。 その際、小型蒸気・バイナリー発電機に用いる圧力容器について、設置者として技術基準への適合を確認した範囲に限り、国内外の標準規格で製造された規格品について、現状でも使用前自主検査の合理化は可能である旨を併せて周知徹底する。	平成24年度措置	経済産業省	経済産業省のホームページにおいて、小型の蒸気・バイナリー発電をはじめとする火力発電設備に関する技術基準及び使用前自主検査の考え方について、閣議決定に沿うように整理して周知した。	○	
18	小水力発電に係る河川法の許可手続の簡素化	一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、関係機関と調整し、水利使用区分を例えば「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討し、結論を得る。 また、水利権取得申請について、以下のような手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行う。 ①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書について、審査の実態を調査の上、審査に最低限必要なものに簡素化する方向で検討し、整理を行う。 ②使用水量の算出の根拠について、取水地点で10年間の実測資料がない場合は、取水地点と近傍観測所等のデータとの相関関係等から算出されたデータを根拠とすることが可能であり、またやむを得ず近傍観測所等が保有しているデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータを算出根拠とすることが可能である旨、周知徹底を行う。 あわせて、河川管理者が所有する河川の流量データ等については、申請者のニーズに応じ提供する。 ③小水力発電が、河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や調査・研究を進め、維持流量の設定手法の簡素化について検討し、中間整理を行う。 ④動植物に係る調査を文献調査や聞き取り調査で代表魚種を選定することが可能である旨、周知徹底する。 ⑤休止していた小水力発電を再利用する際、河川の流況、環境等を踏まえた上で、新たな魚類等の環境調査は省略できる旨、周知徹底する。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	水利使用区分については、経済産業省と協議を行いながら、具体的な区分の方法について、検討を行っているところ。  手続の簡素化・円滑化に向けた対応については以下のとおり。 ・①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書について、現在必要とされている項目を整理のうえ、平成24年7月に審査の実態を調査し、整理、検討を進めているところ。 ・③小水力発電の設置が河川環境に与える影響については、平成23年より調査研究に着手しているところであり、今後更にデータの収集や調査・研究を進める。 ・②、④、⑤の事項については、平成24年5月28日付けで事務連絡を发出し、周知済み。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、一定の発電規模の要件に該当する小規模な水力発電については、水利使用区分を「準特定水利使用」として大規模な水力発電とは異なる取扱いとするなどの内容の河川法施行令の改正につき「平成24年度措置」とされたところ。 ・小水力発電事業者のニーズを踏まえた見直しとなるよう検討段階から十分にコミュニケーションをとりながら進める必要がある。 ・前回フォローアップの問題意識において検討を促したところであるが、②④⑤の事項に係る平成24年5月28日付け事務連絡については、全国の事業者等にも広く知らしめる必要があることから、その実物もしくは内容についてホームページで公表されたい。
19	取水管理の柔軟化による効率的な運用	許可取水量の管理方法に関しては、出力抑制運転の改善のため、小水力発電の実態を踏まえ、発電事業者と共同で、より効率的な取水ルールの策定を行う。 あわせて、従属発電の取水量報告は、発電出力からの換算による方法、あるいは従属元の取水量と発電使用水量が同量であれば、従属元の取水量でもって報告する方法など、実測以外の簡便な方法によることが可能である旨、周知徹底する。	平成24年度検討・結論、結論を得次第措置	国土交通省	出力抑制運転の改善のための取水ルールについては、原案を平成24年4月に作成し、現在、小水力発電における適用について、小水力発電事業者と共同で検討を行っているところ。  従属発電の取水量報告については、平成24年5月28日付けで事務連絡を发出し、周知済み。	△	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
20	小水力発電に係る従属発電に関する登録制の導入	農業用水の水路など既許可水利権の範囲内での従属発電については、河川の流量への新たな影響が少ないことから、従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について整理を行い、手続の簡素化・合理化を図るため、登録制を導入する。	平成24年度検討、可能な限り速やかに措置	国土交通省	従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について、整理、検討を進めているところ。	△	・登録制の導入により事業者の負担を軽減すべく、事前審査のような運用が残らないよう配慮する必要がある。 ・農林水産省など、関係省庁と協議を行いつつ、制度設計を進められたい。
21	小水力発電設備の保安規制の見直し	小水力発電設備に係る保安規制について、一般電気工作物及び事業用電気工作物に関する基準の緩和に向けて、安全性の検証及び事業者からのデータ等の収集等を行い、結論を得る。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	提案者に対し、現行の規制概要を説明した。その上で、水力発電の開発に当たって支障となっている規制の実態を聴取するとともに、規制を見直すに当たっては、現行の保安レベルを維持することが大前提であるため、規制を見直しても保安レベルが維持できることが確認できるデータの提供を依頼した。その結果、提案者が、保安レベルを維持できることが確認可能なデータの提供を約した。今後提案者から提供されるデータを基に、検討を行う。	△	
22	ダム水路主任技術者の資格要件の見直し	ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度(許可選任)の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、安全性の確認が得られ次第、発電出力区分の上限值について見直しを行う。	平成24年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	提案者に対し、水力発電の開発に当たって支障となっている主任技術者選任制度の実態を聴取するとともに、規制を見直すに当たっては、現行の保安レベルを維持することが大前提であるため、規制を見直しても保安レベルが維持できることが確認可能なデータの提供を依頼した。その結果、提案者が、保安レベルを維持できるデータの提供を約した。今後提案者から提供されるデータを基に、検討を行う。	△	・新規の小水力発電の立地が促進されるよう更なるスピード感を持って結論を得る必要がある。
23	バイオマス発電燃料の普及促進のための判断事例の整理・周知	①バイオマス発電の普及促進の観点から、地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた事例を全国の自治体から幅広く収集・整理し、各自治体の判断に資する事例集を作成し、周知する。特に、バイオマス発電燃料については、有価物性の判断が難しいものや流通実績が少ないものもあり得ることに留意し、事例の収集・整理を行う。	平成24年度措置	環境省	地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた判断事例を全国の自治体から幅広く収集するためのアンケート調査を進めるべく、その準備に着手したところ。	△	・平成24年4月に閣議決定したにもかかわらず、この半年間で進捗が見られない。閣議決定は、事例集の作成・周知について「平成24年度措置」とされているところ、早期に着実な進捗を望む。
		②バイオマス発電の普及促進の観点から、本事例集をより充実した内容にすべく、必要に応じて継続的な見直しを行い、都度周知する。	平成24年度以降、順次実施				

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
24	バイオマス発電燃料に関して廃棄物か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化	バイオマス発電に利用されるバイオマス資源について、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合に、燃料として利用するために有償で譲り受けるバイオマス発電事業者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないことを明確化すべく検討し、結論を得る。	平成24年度 検討・結論	環境省	廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取扱を明確化するための地方自治体へのアンケート調査を進めるべく、準備に着手したところ。	△	・平成24年4月に閣議決定したにもかかわらず、この半年間で進捗が見られない。バイオマス発電設備の立地、利用が促進されるよう更なるスピード感を持って結論を得る必要がある。 ・前回フォローアップの問題意識にてお示したとおり、平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の改正を行うのみと史料されるところ、地方自治体へのアンケート調査によりいかなる付加情報を得ようとしているのか不明であるため、説明されたい。
25	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在り方について、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度 検討開始、平成25年度中 を目途に結論	農林水産省 環境省	(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。 このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年度中に検討を開始することとしている。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「平成24年度検討開始、平成25年度結論」とされたところ。
27	再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	耕作放棄地等への再生可能エネルギーの導入可能性について調査を実施し、農山漁村における再生可能エネルギーの発電適地マップを公表する。	平成24年度 措置	農林水産省	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の具体的な導入可能性を調査する取組への支援を実施するため、事業実施主体に対し、「農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業」の助成金交付手続を順次進めているところ。	△	
28	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	平成24年度 措置	農林水産省	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化すべく、検討を行っているところ。	△	・閣議決定に沿って、着実に検討を進められたい。
31	国有林野の貸付対象に関する見直し	①農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案が成立した場合、同法の規定に基づき市町村の認定を受けた「設備整備計画」に記載された再生可能エネルギー発電設備を国有林野に設置するときは、一定条件の下、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立した場合、その施行後速やかに措置	財務省 農林水産省	(財務省、農林水産省) 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」の今後の国会審議状況などを踏まえ対応。 ※同法案は平成24年2月17日閣議決定後、同日国会提出(第180回国会の閉会に伴い、継続審議となっている)	△	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
33	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①(情報開示の拡大に向けた見直し)	送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能情報や接続コスト(費用の内訳、工期等)等について、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い、必要な改善点を検討し、更なる情報開示を進めるため、例えば、閲覧などの手法により広く情報が得られるよう見直しを行う。	平成24年度措置	経済産業省	太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会が一同に集まる場を定期的に設け、その中で再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの運用や各電力会社の取り組み等の改善に向け、対応を検討中。再生可能エネルギー事業者から申し出のあった発電設備容量の希望連系点への連系制約等について、事前相談のタイミングで提示する方向で検討中。接続コストについては、接続検討回答時に、可能な範囲で提示する方向で具体的な提示項目等を検討中。なお、新たに風力発電協会が当該検討の場に参加するとともに、他の再生可能エネルギー事業者団体からもヒアリングを行ったところ。今後、これらの議論を踏まえ、取りまとめを行う予定。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、情報開示に必要な改善点を検討し、ガイドラインとして策定することにつき、「平成24年措置」とされたところ。
34	再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②(申請手続の見直し)	系統接続申請を円滑化するため、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い必要な改善点を検討し、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化するとともに、標準処理期間の短縮化を図る。	平成24年度措置	経済産業省	太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会が一同に集まる場を定期的に設け、その中で再生可能エネルギー事業者の具体的な要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの運用や各電力会社の取り組み等の改善に向け、対応を検討中。接続検討の申し込み等における事務手続きの効率化のため、手続書類の様式の簡素化・統一化を行う方向で検討中。なお、新たに風力発電協会が当該検討の場に参加するとともに、他の再生可能エネルギー事業者団体からもヒアリングを行ったところ。今後、これらの議論を踏まえ、取りまとめを行う予定。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、手続書類の様式を簡素化・統一化すること、標準処理期間の短縮化を図るべく検討しガイドラインとして策定することにつき、「平成24年措置」とされたところ。
35	送電における広域的運用の拡大	②送電における広域的運用の拡大については、連系線の利用方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、これまでの「供給区域の需要に応じ供給力を確保する」仕組みから、より広域的に供給力を有効活用する仕組みへと転換するとしたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	
39	発電所設置に係る環境影響評価の審査手続の迅速化	風力発電等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の整備・提供を行うとともに、現状の課題等について事業者へのヒアリングを行いつつ、評価項目の絞り込みや審査期間の短縮など、運用上の工夫によって、環境影響評価法に基づく手続の簡素化・迅速化を図る。	平成24年度措置	環境省	平成23年度から、「風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業」を実施しており、平成24年度は、風力発電に係る動植物・生態系等の環境基礎情報の収集・整理を実施している。また、同事業の中で、風力発電に係る計画段階配慮書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者が、配慮書に記載する事項の検討等を行うにあたっての支援を実施しており、この成果を活用して、評価項目の絞り込みなどの検討を行っていく予定。また、発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等について、平成24年9月に経済産業省との連絡会議を設置したところ。今後、審査期間の迅速化等の具体的な方策について、事業者、地方公共団体、有識者等からのヒアリングを踏まえて結論を得ることとしている。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において、「火力発電所リプレース及び風力・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・迅速化や、高効率でCO2排出量の少ない石炭火力や天然ガス火力発電所の新増設における環境アセスメントの迅速化等について検討し、環境アセスメント手続に係る期間を火力リプレースについては最大1年強まで短縮、風力・地熱発電所については概ね半減させる」ことにつき、「平成24年」に一定の結論、結論を得次第措置」とされたところ。 ・風力発電については平成24年10月から環境影響評価手続の対象となったことを踏まえ、検討を加速されたい。 ・火力発電、地熱発電についても事業者ヒアリングを行い、得られた成果をもとに手続の簡素化・迅速化に早期に着手すべきである。
40	火力発電所リプレースにおける計画段階環境配慮書手続の迅速化	火力発電所のリプレースにおいて、土地の改変等の環境影響が限定的でかつ温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる場合などにおいては、計画段階環境配慮書手続自体や、その後の環境影響評価手続に要する時日の短縮が可能となるよう、運用上の工夫によって、手続の簡素化・迅速化を図る。	平成24年度措置	環境省	平成24年3月30日に経済産業省原子力安全・保安院及び都道府県、環境影響評価法の政令で定める市へ送付した「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」に基づき、運用上の工夫による手続の合理化を図る。また、発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等について、平成24年9月に経済産業省との連絡会議を設置したところ。今後、配慮書手続を含めた迅速化の在り方を含む具体的な方策について、事業者、地方公共団体、有識者等からのヒアリングを踏まえて結論を得ることとしている。	△	・計画段階環境配慮書手続は平成25年4月に施行されることから、周知期間を踏まえたスケジュール感をもって具体的な結論を得ることとされた。
41	火力発電所リプレースに伴う既存工作物の撤去の扱いの明確化	火力発電所のリプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄について、一定期間の経過や事業実施場所等を考慮した上で、一体の事業としてみなすことが困難なケース、又は環境影響が極めて小さいことが明らかであり、環境影響評価項目として選定しないことが可能であるようなケースについて、事業者へのヒアリングを行いつつ、その結果を整理し明示する。	平成24年度措置	環境省	発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等について、平成24年9月に経済産業省との連絡会議を設置したところ。今後、火力発電所リプレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄の環境アセスメント上の扱いを整理し、事業者、地方公共団体、有識者等からのヒアリングを踏まえて結論を得ることとしている。	△	・環境負荷が低減される火力発電所のリプレースが促進されるよう更なるスピード感を持って措置する必要がある。

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
42	公営の発電事業における新電力の買取参加の実現	地方公共団体に対して、地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨を改めて周知する。また、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行う。	平成24年度 早期措置	総務省 経済産業省	(総務省) 地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨、通知により周知。(平成24年4月25日付け総行第62号、総財第36号通知) また、平成24年4月25日開催の全国財政課長・市町村担当課長会議で、上記通知について説明。 (経済産業省) 本年10月に各地方公共団体に対して、売電契約の状況等に関するアンケートを発送したところ。	△	・経済産業省による契約の実態調査においては、随意契約となっている場合の具体的な理由、長期契約の場合の中途解約条件、地方議会による同意の必要の有無など、踏み込んで調査されたい。 ・アンケートにより、一般競争入札による売電等における障害が明らかになった場合は、改善に向けて対応すべき。
44	新規電源設置におけるIPP入札の実施①(kW契約)	新しい火力入札の指針において、容量(kW)での契約も含め、入札分以外に係るIPP事業者側の電力供給先の自由度を確保することを明確化するよう検討し、結論を得る。	平成24年度 措置	経済産業省	9月18日に「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を策定・公表。同指針において、容量(kW)での契約も含め、入札分以外に係るIPP事業者側の電力供給先の自由度を確保することを明確化。	○	
45	新規電源設置におけるIPP入札の実施②(併売)	新しい火力入札の指針において、IPPが新電力や卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを可能である点を明確化(明記)した上で、指針を策定・公表する。	平成24年度 措置	経済産業省	9月18日に「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を策定・公表。同指針において、IPPが新電力や卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを可能である点を明確化。	○	
46	新規電源設置におけるIPP入札の実施③(入札スケジュール)	新しい火力入札の導入に当たっては、一般電気事業者に対して電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールを公表するよう、指針を策定・公表する。	平成24年度 措置	経済産業省	9月18日に「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を策定・公表。同指針では、一般電気事業者に対して電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールを公表するよう求めている。	○	・IPP入札スケジュールの公表にあたっては、IPP入札電源の経済性向上・小売事業者間競争の活性化の観点から、新電力等に対して共同調達を募るプロセスを導入すること等を検討すべきである。
47	一定規模以上の発電事業者の電気事業法における位置付けの明確化(公益特権等)	電気事業法における発電事業者の位置付けについて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、卸規制を撤廃する方針が示された一方、発電事業の法的位置づけと必要な公益事業特権の確保については今後の検討事項とされたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	
48	発電所建設の促進(コロケーションルールの整備)	発電所建設の促進については、制度的措置を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、発電事業者の法的位置付けと必要な公益事業特権の確保、発電投資の基礎情報となる「系統情報」の開示の具体策、容量市場の創設等については今後の検討事項とされたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。 また、平成24年9月に取りまとめた「新しい火力電源入札の運用に係る指針」においては、「入札実施会社においては、当面利用の予定がない自社遊休地について、土地を開放して第三者が発電所を建設する形での入札についても検討すべきである」としている。	△	・電力システム改革専門委員会においては、コロケーションルールの整備について実質的に具体的な議論がなされておらず、今後コロケーションルールについても中長期的な課題として検討すべきである。 ・「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の記述に関して、これをより実効性のあるものとするために検討していくべきである。
49	卸電力取引市場の整備・活性化(電源の抛却、マーケットメイク等)	卸電力取引所の整備・活性化については、一定規模の電源の抛却等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、卸電力市場の活性化方策として、①一般電気事業者の市場への参加、②卸電気事業者の市場への参加、③需給直前市場(1時間前市場)の創設、④新電力の電源確保と競争促進、が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・リアルタイム市場、中長期先渡し市場、先物市場の創設についても検討すべきである。 ・中小規模な新電力の電源調達に資するよう、卸電力取引市場の売買単位を500kWh単位から引き下げるべきである。 ・分散型・グリーン売電市場について、一定のタイミング(例えば半年、1年)で、取引の状況を確認し、活用が進んでいない場合には、その対応策を講じるべきである。

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
50	卸電力取引所の中立化・法定化(組織の見直し等)	卸電力取引所の中立化・法定化については、卸電力取引所のガバナンスの在り方等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、日本卸電力取引所のガバナンスの見直しについて今後検討する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・卸電力取引所の中立化を実現するためには、ガバナンスの見直し、取引市場監視機能の強化が必要である。
51	電力系統利用協議会の中立化(組織の見直し)	一般社団法人電力系統利用協議会の中立、公平、透明性を向上させるための改善等を検討し、結論を得る。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、既存の「電力系統利用協議会」を解消し、「広域系統運用機関」を新たに設立する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。 また、紛争解決手続きにおける中立、公平、透明性を向上させる観点からは、裁判外紛争解決手続(ADR)に係る法務大臣の認証を取得するため、関連規程および体制の整備を行い、認証取得済み(平成24年7月)。	△	・平成24年7月23日公表の「電力システム改革の基本方針」において電力系統利用協議会の解消後の組織として示された広域運営機関の検討にあたっては、中立性、公平性、透明性を担保できるよう、監視体制や人員構成に踏み込んで議論されたい。
52	常時バックアップ・部分供給の在り方見直し(価格水準等)	常時バックアップ及び部分供給の在り方については、その料金体系等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、部分供給に係る供給者間の役割分担や標準処理期間等についてガイドライン化するとともに、常時バックアップの料金体系を一般電気事業者のベース電源コストに基づいた価格設定に変更するよう一般電気事業者に求めるとされたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・平成24年7月23日公表の「電力システム改革の基本方針」に沿って、早期に「部分供給のガイドライン化」を行うとともに一般電気事業者に「常時バックアップ料金の見直し」を行うよう、促していく必要がある。 ・再生可能エネルギー普及の観点から、計画的に30分単位の供給量を増減させる部分供給のあり方を検討すべきである。
54	特定電気事業制度の見直し①(域内電源比率)	特定電気事業の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、小売全面自由化を実施する方針が示されたところ。小売全面自由化の実施に伴い、特定電気事業の在り方についても見直すこととなる。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。
56	同時同量制度の見直し	同時同量の在り方については、計画値同時同量制度等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、計画値同時同量制度を導入する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・計画値同時同量制度の導入等により、平等な競争条件を整備すべきである。
57	アンシラリーサービス料金の見直し(アンシラリー市場の創出等)	アンシラリーサービスの在り方については、その調達方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、①短期の需給運用に必要な予備力確保(「容量市場」の創設)、②10年先、20年先の需給ギャップに対応する長期の供給力確保(最終的な投資回収保障措置)、を行う仕組みを実現する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。
58	インバランス料金の引下げ	インバランス料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、現行のインバランス料金制度を廃止した上で、インバランス調整料金メカニズムの完全透明化を実現するため、送配電部門が系統利用者の需給の過不足を補う際に適用するインバランス調整の料金算定に新たに創設する1時間前市場価格を適用することを検討する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・再生可能エネルギー普及の観点から、グリーン新電力等が太陽光や風力を使って部分供給を行う場合について、インバランスの許容範囲の拡張の可能性につき検討すべきである。 ・インバランス料金精算を需給直前市場の取引価格に連動させる場合、市中に存在する電源の価格が適切に反映された料金になるようにする必要がある。

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
60	託送料金の引下げ・透明化②(長期増分費用方式)	託送料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、託送制度における料金規制のあり方、需要地近接電源及び供給地近傍需要家への託送料金のあり方等について今後検討する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。
64	自己託送サービスの在り方(需要場所の要件緩和等)	自己託送サービスの在り方については、需要場所の要件の緩和等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、託送制度における自己託送のルール化について今後検討する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・供給の多様化を実現する手段として、自家発自家消費の延長としての自己託送は重要であり、需要場所などの要件の緩和が必要である。
65	自営線供給に関する要件緩和措置①(道路占用)	①経済産業省において、非常時に自営線で電力を融通する行為のうち、非常時における電力を確保する必要がある高い施設であって、かつ、自営線を用いて電力融通することで必要な電力を確保することが相当であると考えられる事案について検討する。	平成24年度 検討・結論	経済産業省	(経済産業省) 構造改革特区や総合特区要望において、複数の自治体から災害による停電等の非常時に自営線を用いて複数の需要家に電力供給を行うことを可能とする提案を受けており、各自治体との間で要望事項の具体化を図りつつ、検討を行っている。	△	
			結論を得次第措置	国土交通省		△	
67	スマートメーターの導入促進①(高圧メーター仕様)	引き続き短期的なサービスハルスの活用を最大限図りつつ、今後導入する高圧以上の需要家に設置するスマートメーターに関しても電文形式のデータが容易に抽出できるよう、電文インターフェースについて標準化すべく、検討を開始する。	平成24年度 検討開始	経済産業省	高圧以上の需要家を対象として、既に、ハルス出力を前提とする、デマンドコントローラーをはじめとする需要家側のエネルギーマネジメント機器が一定数普及しているところ。需給逼迫への対応は喫緊の課題であることから、まずは高圧以上の全てのメーターで即時の対応が可能なサービスハルスの活用を図る観点から、スマートメーターからハルスによりBEMSに表示した電力量情報をもって、課金および証明サービスを行う方策について検討を行い、対応を完了。 高圧以上の需要家に設置するスマートメーターへの電文提供機能の具備に向けた取組としては、電文のデータフォーマットの整理に向けて検討を開始する方向であり、今年6月に立ち上げた「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」の「スマートメーターTF」等において、必要に応じてフォローする予定。	△	・短期的には引き続きサービスハルスの活用を図るとしても、サービスハルス利用には、ハルス変換コストがかかるなどの課題がある。 ・前回フォローアップの問題意識でも示したとおり、需要家がスマートメーターから情報を直接取得するBルートについて、電文インターフェース整備等に向けて、検討のロードマップを策定すべきである。
68	スマートメーターの導入促進②(高圧スマートメーターの国際調達)	高圧スマートメーターに関しても、マルチベンダ化によるコスト低減と量産確保による導入の早期化を実現するために、一般電気事業者の系統運用部門に対してオープンな形で実質的な競争がある入札(国際調達手続等)を行うことを原則とすべく、検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	経済産業省	スマートメーターの調達については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」において、「効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」、「料金算定プロセスにおいて、入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ない場合においては、例えば、入札した場合に想定される価格を基準として査定を行うことが適当」とされているところ。引き続き、電気事業者に対して、効率的な調達を促していく。	△	・オープンな形で実質的な競争がある入札が行われる目途がつくまでフォローする必要がある。
69	スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し)	新電力が一般電気事業者から計測データを受領するまでの時間について、一般電気事業者によって差異が生じている状況を踏まえ、同時同量制度の在り方について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、計画値同時同量制度を導入する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・今後、詳細設計において、検討テーマとして挙げて結論を得ることが必要である。

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
70	スマートメーターのインターフェース等の標準化①(共同調達)	一般家庭用及び高圧以上のスマートメーターの調達に関しては、一般電気事業者に対して導入計画を早期に策定させ、本格導入段階にある事業者には具体的な調達方法も併せて検討することを促すよう、フォローアップを行う。	平成24年度措置	経済産業省	東京電力において、同社が導入を検討しているスマートメーターの仕様について、国内外の企業等に対し提案募集(RFC)を実施。7月12日(木)に、RFCの結果と、それを踏まえた仕様の見直しについての基本的な考え方を公表。各電力会社の取組については、スマートメーター制度検討会等において、フォローアップを行っていく。	△	・東京電力以外の一般電気事業者でも提案募集(RFC)を実施する等オープンで実質的な競争がある入札が行われる目途がつかまでフォローする必要がある。
72	需要家の選択肢拡大のための小売自由化範囲の拡大の検討	小売自由化範囲の拡大については、競争環境整備の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、現在は一般電気事業者による地域独占が法定されている家庭等の小口小売部門について、需要家が、供給者や電源を選択できるよう、小売全面自由化を実施する方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・規制なき独占とならないよう需要家の選択肢が実質的に確保される措置が必要である。 ・低圧部門における公平な競争環境を確保できるよう、低圧託送等について制度設計を行うことが重要である。
73	電力市場における競争活性化策の検討①(市場支配力)	①公正取引委員会においては、一般電気事業者の市場支配力及び新電力のシェアが伸びていない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。	平成24年度検討・結論	公正取引委員会	経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析・検討を行い、競争政策上の考え方を整理し、報告書「電力市場における競争の在り方について」を9月21日に公表した。	○	
		②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・公正取引委員会の分析結果は電力システム改革において十分考慮する必要がある。 (主なポイント) ・一般電気事業者の発電・卸売部門と小売部門を分離 ・送配電網は、発電・卸売部門及び小売部門から、少なくとも機能的に又は別法人に分離 ・一般電気事業者のインバランス料金負担 ・卸電力取引所について、使い勝手の良い商品設計や取引ルールの見直しが目途にされる運営のあり方 等
74	電力市場における競争活性化策の検討②(供給区域)	①公正取引委員会においては、一般電気事業者間の供給区域を越えた競争が起きていない状況や、需要家の全国レベルでの一括受電契約が進まない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の考え方について結論を得る。	平成24年度検討・結論	公正取引委員会	経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析・検討を行い、競争政策上の考え方を整理し、報告書「電力市場における競争の在り方について」を9月21日に公表した。	○	
		②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・公正取引委員会の分析結果は電力システム改革において十分考慮する必要がある。 (主なポイント) ・電力間のスマートメータの仕様が異なることにより競争が阻害されることのない制度設計 ・最終供給約款の策定・公表の義務付け 等

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
75	規制分野の電気料金における供給約款料金と選択約款料金の区分の明確化	規制分野における電気料金の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	
76	需要側の取組の活用(節電取引)	需要側の取組の活用については、ネガワット取引等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめ、いわゆる「ネガワット取引」を活性化させる方針が示されたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・今後、詳細設計において、今夏実施されたネガワット取引の課題を整理し、公正なネガワット取引市場を整備すべきである。
77	スマートコミュニティの実現	スマートコミュニティの実現については、特定電気事業の在り方と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	本年7月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において、「電力システム改革の基本方針」を取りまとめたところ。詳細については、年内を目途に、更に検討を進めることとしている。	△	・スマートコミュニティ実証における課題・要望について、要望内容の精査・具体化を進めつつ、課題解決のための具体的方策(規制緩和策等の制度設計)の検討を深める必要がある。
78	住宅・建築物の省エネ基準の見直し①(暖房基準)	住宅の省エネ基準の見直し、及び、第180回国会に提出した「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定低炭素住宅の基準においても、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で検討し、結論を得る。	平成24年度 措置	経済産業省 国土交通省	住宅の省エネ基準の見直し及び低炭素建築物の認定基準に関し、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で検討し、平成24年10月9日よりパブリックコメントを実施予定。	△	
79	住宅・建築物の省エネ基準の見直し②(工程表の明示)	2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、関係省庁が連携しながら検討を行い、2020年までの具体的な工程(対象、時期、水準)を省エネ法改正に合わせて明確化する。	平成24年度 早期措置	経済産業省 国土交通省	平成24年4月に、第4回「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化へ向けた具体的な工程案(義務化の対象、時期、水準)を明示し、平成24年6月までパブリックコメントを実施。パブリックコメントを踏まえて、工程表を含む『「低炭素社会に向けた住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』を7月10日に公表。  2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化することに向けて、円滑な実施のための環境整備を着実に図っていく。ただし、伝統的な木造住宅に関し、省エネルギー基準への適合義務化によりこれが建てられなくなるの意見や、日本の気候風土に合った住まいづくりにおける工夫も適切に評価すべきとの意見などがあることから、引き続き、関係する有識者等の参加を得て検討を進める。	△	・伝統的な木造住宅については一定の配慮をしつつ、省エネを推進する観点から全ての新築住宅・建築物について義務化の工程の更なる具体化及び基準の検討を進めるべきである。
80	住宅・建築物の省エネ基準の見直し③(整合性の確保)	「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定基準は、将来には新築住宅・建築物が達成すべき水準を考慮した誘導基準となるよう検討し、結論を得る。	平成24年度 早期措置	経済産業省 国土交通省	「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成24年法律第84号)が平成24年8月29日に成立し、平成24年9月5日に公布されたところ。本法律の成立に伴い、平成24年9月4日より、国土交通省、経済産業省、環境省の三省による有識者からなる合同委員会において認定基準の検討を行い、誘導基準として、省エネ法の省エネ基準と比べ、一次エネルギー消費量が10%以上削減される住宅・建築物を認定するための基準案を公表、平成24年10月9日よりパブリックコメントを実施し、平成24年12月上旬までに結論を得る予定。	△	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
81	住宅・建築物のラベリング制度の充実	新築住宅及び中古住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。	平成24年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省 国土交通省	住宅の省エネ基準を一次エネルギー消費量により総合的に評価する基準とする方向で見直すため、基礎的なデータの収集等を進めているところ。 住宅の省エネ基準の見直しを踏まえ、省エネ性能を評価するラベリング制度の充実に向けた検討を開始する。 (省エネ基準の見直しについては、平成24年10月9日よりパブリックコメントを実施予定。)	△	
82	リチウムイオン電池に係る建築基準法上の用途地域ごとの取扱いの見直し・明確化	消防法上の見直しを踏まえつつ、事業者要望やこれまでの事例を検証し、建築基準法上の用途地域別に、合理的な貯蔵量について、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	国土交通省	消防法の見直し内容を把握し、事業者要望やこれまでの事例を検証するため、関係省庁や事業者からヒアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。	△	・平成24年7月1日現在の実施状況からの進捗が全く見られない。平成24年度結論に向けて着実な進捗を望む。
83	コンテナに収納される蓄電池の取扱いの明確化	太陽光発電以外の用途でも使用される蓄電池及び制御装置設備等を収納するコンテナのうち、人が内部に通常入らないなどの一定の要件を満たすものについて、建築物に該当せず、建築確認が不要である範囲を明確化した上で、その旨を技術的助言により周知する。	平成24年度 措置	国土交通省	平成24年4月に、事業者ヒアリングを実施したところ。今後も引き続き関係者からのヒアリングを実施しつつ、平成24年度措置に向けて検討を進める予定。	△	・前回フォローアップの問題意識において検討を促したところであるが、コンテナ型データセンターや太陽光発電付属設備の収納コンテナに関する建築基準法上の取扱いも踏まえつつ、早期に措置すべき。
84	家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和	家庭用燃料電池の技術基準につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成24年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	提案者から複数回意見聴取を行い、安全性に係る技術面に関するデータ等の提供を依頼しているところ。 今後提案者から提供されるデータ等を基に、検討を行う。	△	
85	コジェネレーション・燃料電池の抜本的普及拡大	コジェネレーション・燃料電池の抜本的な普及拡大を図るため、諸外国の事例等も参考にしつつ、導入支援策の在り方や規制・制度面での課題等について総合的な検討を行い結論を得る。	平成24年度 検討・結論	経済産業省	平成24年7月の第30回総合資源エネルギー調査会基本問題委員会において、コジェネレーションの導入促進のために今後取り組んで行くべき促進策が整理されたところ。具体的には①コジェネの導入促進のためのサポート体制強化、②コジェネを利用した電力需給緩和の取組の悠逸・売電電力の適正評価、③設備の導入支援、④燃料価格の低減の4つの促進策が取りまとめられたところであり、平成24年8月1日付けで資源エネルギー庁に熟慮併給推進室を設置するなど、コジェネの導入促進に向けた取組を推進している。	△	・委員会において示されたのは、コジェネレーションの導入促進のための施策の基本的方向性であることから、これを踏まえ、今後更なる施策の具体化が望まれる。
86	用途地域による危険物貯蔵の規制緩和(防災型マンションコジェネレーション備蓄燃料貯蔵の緩和)	事業者要望やこれまでの事例を検証し、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	国土交通省	事業者要望やこれまでの事例を検証するため、事業者や特定行政庁からヒアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。	△	
87	非常時におけるLPGエアを使用する際の高圧ガス保安法またはガス事業法の適用について	非常時にコジェネレーションシステムに付随するLPGエアを使用する際には、高圧ガス保安法またはガス事業法の適用を受ければよい旨(液化石油ガス保安法の適用は不要)につき、都道府県に対して周知する。	平成24年度 早期措置	経済産業省	本件については、高圧ガス保安法の適用となり、ガス事業法及び液化石油ガス保安法の適用にはならない旨の都道府県に対する周知文を作成済み。(なお、10月3日に都道府県に周知済み。)	△	
88	ガスタービン取替えにおける工事計画の事前届出が必要な出力の緩和	ガスタービンの取替工事について、出力1万kW未満のものと同程度と評価できるか、また全て同一設計になっているのかといった点につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確認が得られ次第、見直しを行う。	平成24年度 検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	提案者から複数回意見聴取を行い、安全性に係る技術面に関するデータ等の提供を依頼しているところ。 今後提案者から提供されるデータ等を基に、検討を行う。	△	

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
89	LNGサテライト設備の危険物施設との離隔距離に関する考え方の再周知・徹底	LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離に関して、火災予防上安全と認められる場合に緩和がなされるよう、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付け消防第40号)を、再度周知徹底する。	平成24年度 早期措置	総務省	「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について(平成13年3月29日付け消防第40号)」を、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」の再周知について(平成24年8月28日付け事務連絡)により再度周知徹底したところ。	○	
90	農地におけるガス事業の公益特種の整備及び明確化	農地の区画・形質に面的な変更を加える場合には、農地転用許可を受けることが基本であるが、農地におけるガス工作物の設置に係る取扱いについて、都市ガス事業者に対してヒアリングを行い、必要に応じて農地制度上の取扱いについて検討を行い、結論を得る。	平成24年度 検討・結論	農林水産省	事業者団体からガス工作物の内容等について説明を受けたところであり、さらに都市ガス事業者から具体的な設置事例等についてのヒアリングを平成24年10月中に実施し、検討を進める予定である。	△	・都市ガス事業者からのヒアリングを踏まえ、速やかに検討を進めるべきである。
91	ガスパイプライン設置コストの一般負担化(供給区域内需要家によるコストの一部負担)	今後のエネルギー政策における天然ガスシフトの在り方を踏まえつつ、供給区域外でのパイプライン設置のうち、どのような場合において、コストの一部を一般負担化し、供給区域内の需要家にもコストの一部を負担させることができるか、需要家の受益と負担の関係等を踏まえ、天然ガスシフト基盤整備専門委員会等において検討を行う。	平成23年度 検討、平成24 年度結論	経済産業省	天然ガスパイプライン整備の在り方については、「総合資源エネルギー調査会総合部会天然ガスシフト基盤整備専門委員会」において専門的検討を行い、6月に報告書を取りまとめたところ。その中で、パイプライン整備コスト負担の在り方については、「受益者負担の手法・範囲・程度・時点の調整等に関する『基本的な考え方』を整備基本方針の中で定めていく必要がある」という方向性が示されたところ。今後、整備基本方針の中で基本的考え方を定め、「各ルートのコスト・事業採算性・社会的効果等に照らし」、個別ルート毎に一般負担等の手法を含めた負担の在り方を検討していく。	△	・平成24年7月1日現在の実施状況からの進捗が全く見られない。平成24年度結論に向けて着実な進捗を望む。
92	土壌汚染対策法の届出に添付すべき書類の簡素化	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出に必要な図面とは、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていれば、道路占用に係る書類で代用可能である旨を周知する。	平成24年度 措置	環境省	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出の添付図面が道路占有に係わる書類で代用が可能である旨を平成24年度中に周知する予定。	△	・平成24年7月1日現在の実施状況からの進捗が全く見られない。24年度中の早期に措置されたい。
93	熱供給事業法への燃料費調整制度の導入	熱供給事業への燃料費調整制度の導入について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。	平成24年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	現在進められているエネルギー政策の見直しの議論との整合性にも留意しつつ、現行の熱供給事業制度の課題を抽出し、当該制度の在り方を検討する。	△	・前回フォローアップの問題意識において検討を促したところであるが、本項目に係る検討の場を設け、論点整理を進めるべきである。
94	熱料金改定時の認可手続の見直し	熱料金改定時の認可手続の見直し(値上げ時の届出制導入)について、事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。	平成24年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	現在進められているエネルギー政策の見直しの議論との整合性にも留意しつつ、現行の熱供給事業制度の課題を抽出し、当該制度の在り方を検討する。	△	・前回フォローアップの問題意識において検討を促したところであるが、本項目に係る検討の場を設け、論点整理を進めるべきである。
95	天然ガス自動車等の高圧ガス容器に関する保安基準への海外規格の追加	①天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会規則(UNECE規則)の67番(液化石油ガス自動車)、110番(圧縮天然ガス自動車)の規格の安全性について民間団体等に設置される検討会等における検証結果により安全性が確認された場合には、高圧ガス保安法、容器保安規則等の見直し等に向けた検討を行う。	平成24年度 以降検討開 始、結論を得 次第措置	経済産業省	民間団体において安全性の確認を開始。	△	
		②天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会の下での自動車基準認証フォーラム(WP29)において検討中の、車両等の型式認証を相互承認する制度(IWVTA)についての合意内容を踏まえ、IWVTAの窓口である国土交通省と調整の上措置する。なおWP29におけるIWVTAの議論においては、我が国が安全と考える高圧ガス容器の規格について必要な提案を行う。	IWVTAについては、2016年3月までの合意を目指している。	WP29においてIWVTAを検討中。	△		

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
97	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法の見直し	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則の妥当性を検証した上で、国内基準として、導入する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	国土交通省	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、現在、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則(以下「協定規則」という。)と国内法とを比較するとともに、今後の対応方針について、関係各者と検討中。	△	・協定規則と国内法の比較の結果、どのような論点が分かったのか等を明らかにされたい。
98	圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量上限の緩和	事業者要望やこれまでの事例を検証し、圧縮天然ガススタンドが必要な地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	事業者要望やこれまでの事例を検証するため、事業者からヒアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、圧縮天然ガススタンドが必要な地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。	△	
99	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力の緩和	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力等について、安全性を示す十分な実験データ等が提示された場合には、緩和について検討を開始する。	平成24年度以降検討開始、結論を得次第措置	経済産業省	国等との意見交換に基づき、民間団体で安全性を示すデータ等について検討を開始。現在の検討状況について、適宜民間団体をフォロー中。民間団体から安全性を示す十分な実験データ等の提示があれば、緩和について検討を開始する。	△	・前回フォローアップの問題意識において検討を促したところであるが、民間団体が行う安全性の検証において、実験データの取り方等を積極的に提案し、検討を進めていくべきである。
100	乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制の緩和(日本と欧州の排ガス規制の統一)	乗用自動車及び貨物自動車の排ガス規制について、国際基準調和を図るため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、速やかに中央環境審議会等で国内導入について検討し、結論を得次第導入する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	国土交通省 環境省	乗用自動車及び貨物自動車の世界統一試験法(WLTP)については、我が国も参画のもと国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて2013年中の合意を目的に検討中。また、策定後、中央環境審議会等で国内導入について規制値等の検討を行う必要がある。	△	
101	超小型モビリティの走行緩和	つくば市における構造改革特別区域制度を利用した「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」等の超小型モビリティに関する様々な実証実験の結果や、諸外国における法制度の状況等を踏まえ、望ましい利活用場面を明確にした上で、超小型モビリティが公道を走行できるよう、速やかに検討を開始する。	平成24年度以降検討、結論を得次第、速やかに措置	警察庁 国土交通省	・構造改革特別区域に係る第21次提案として、つくば市から提案された「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和については、「構造改革特別区域の第21次提案」に対する政府の対応方針(平成24年8月21日構造改革特別区域推進本部)において、横断歩道の通行等に関し新たに規制の特例措置を講ずることとされたことから、現在、構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)の一部変更に向け、所要の手続きを行っている。 ・二人乗りの超小型モビリティの公道走行についても、地方自治体や自動車メーカー等の関係者が先導導入を行えるよう、平成24年度中の認定制度の創設に向けて関係各者と検討している。 ・新たな実施基準に基づいて、つくば市において実施される搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の結果等を踏まえた上で、検討を行う必要がある。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「公道走行を従来より簡便な手続きで行えるようにする認定制度を平成25年1月日目に創設する」とされたところ。
102	資源有効利用促進法における石炭灰の有効利用用途の拡大	陸上での「電気事業用の発電設備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰について、事業者からの意見を踏まえ、確実な利用の担保や事業の公益性等の観点から、有効利用用途の拡大につき検討し結論を得る。	平成24年度検討・結論	経済産業省	資源有効利用促進法における石炭灰の利用用途について、運用を精査し、見直しを検討しているところ。平成24年度内を目処に結論を出す予定。石炭灰埋立後跡地の利用用途の具体的な担保方法等について検討中。	△	
103	環境配慮契約法における債務負担年限の見直し	ESCO事業の導入が進まない現状や課題について、債務負担年限の見直しも含めて検討を行い、必要に応じ、環境配慮契約法の見直しを行う。	平成24年度検討開始、平成25年度措置	環境省	平成24年10月1日現在、環境配慮契約法基本方針検討会の下に、法の施行状況に関して検討を行う専門委員会を設置し、本課題について同専門委員会で検討を行うこととしている。現在、検討会の開催に先立ち、国等におけるESCO事業の取組状況を調査しており、必要に応じて、取組が進まない課題等についてヒアリングを実施する予定である。今後、10月中旬を目処に第1回目の専門委員会を開催し、平成24年度末を目処に、国等の機関におけるESCO事業の導入が進まない現状や、課題の原因を明らかにする。	△	

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
1	自動車基準の国際基準との整合①(UN/ECE規則)	日本での安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、国連欧州経済委員会の下の自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において進められている国際的な車両型式認証の相互承認制度(IWVTA)の実現に向けた活動の一環として、国連欧州経済委員会規則(UN/ECE規則)のうち、採用する必要性の高い規則について、その妥当性の検証やWP29の場において必要な改正提案を行う等、その採用に向けた工程表を作成し、公表する。	平成24年度措置	国土交通省	工程表の作成に向け、自動車基準調和世界フォーラム(WP29)関係国・機関と自動車基準の国際調和に関する意見交換を実施。	△	・平成24年度措置に向けて早期に着実な進捗を望む。
2	自動車基準の国際基準との整合②(高压ガス容器)	自動車基準調和世界フォーラムにおいて、水素燃料電池自動車の燃料容器の世界統一基準が策定された際には、当該基準に適合する燃料容器も認められるよう、高压ガス保安法、容器保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第50号)等の見直しに向けた検討を行い、結論を得る。	世界統一基準の策定(平成24年11月の予定)後速やかに検討・結論	経済産業省	自動車基準調和世界フォーラムにおいて、基準化が進められており、技術的な課題についてはほぼ各国の合意がとられているため、採択に向けた事務的なプロセスに入っているところ。平成25年3月～6月頃に採択の予定。	△	・世界統一基準の採択時期が遅れている。
		水素燃料電池自動車に搭載される高压ガス容器について、自動車基準調和世界フォーラムにおいて世界統一基準が策定されない状態が続いた場合には、例えば、双方の技術基準及び許可手続を承認するためのEUの規制当局との臨時的協議等を通じて、実践的な方法で対処できるよう検討を行う。	世界統一基準の策定(平成24年11月の予定)状況により検討開始		自動車基準調和世界フォーラムにおいて、基準化が進められており、技術的な課題についてはほぼ各国の合意がとられているため、採択に向けた事務的なプロセスに入っているところ。平成25年3月～6月頃に採択の予定。		
3	無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用対象拡大	無線LAN等を含む特定無線設備について、電波法に定める技術基準への適合性の自己確認ができるように特別特定無線設備の範囲の拡大に向け、関係団体等と共に検討を行い、国際的動向等を踏まえつつ結論を得る。	平成24年度検討・結論	総務省	関係団体等との検討を開始すると共に、「電波有効利用の促進に関する検討会」において、国際動向等を踏まえつつ、検討を行っているところ。	△	・平成24年度結論に向けて早期に着実な進捗を望む。
4	医療機器分野における規制・制度改革①(医療機器の特性を踏まえた制度の見直し)	医療機器事業者団体等関係者の意見も十分に聴取しつつ、薬事法に医療機器の特性を踏まえた条項を医薬品とは別に新たに設け、医療機器についての「章」を新たに設けるとともに、法律の名称変更についても検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	医療機器の特性を踏まえた条項及び「章」を新たに設けること及び法律の名称変更については、「日本再生戦略」、「医療イノベーション5カ年戦略」で示されているとおり、次期通常国会に薬事法改正法案を提出することを目指すとしており、医療機器事業者団体等関係者との議論の結果も踏まえながら、提出までに結論を得ることができるよう、現在、省内で検討を進めているところである。	△	・医療機器の特性を踏まえた制度見直しが必要である。
5	医療機器分野における規制・制度改革②(承認審査手続の迅速化)	高度管理医療機器のうち、後発医療機器などの医療機器の審査について、民間の登録認証機関を活用した承認・認証制度を新たに設ける方向で検討を行い、結論を得る。 なお、第三者認証機関の活用範囲の拡大については、引き続き検討を行う。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	後発医療機器に対する登録認証機関を活用した新たな承認・認証制度の創設については、「日本再生戦略」、「医療イノベーション5カ年戦略」で示されているとおり、次期通常国会に薬事法改正法案を提出することを目指すとしており、提出までに結論を得ることができるよう、現在、省内で検討を進めているところである。	△	
		米国、EU、カナダ、オーストラリアなど日本と同等の基準を持つ諸外国における承認等の申請に用いた資料を活用することなどにより、審査手続を合理化する方向で検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		諸外国における承認等の申請に用いたデータは従前より活用しているところであるが、更なる審査手続の合理化を行うために、申請書に記載すべき事項などについて業界団体との打合せを実施し、その取扱いについて検討しているところである。		
6	医療機器分野における規制・制度改革③(一部変更承認の合理化・迅速化)	一部変更承認を不要とする範囲の拡大、一部変更承認手続の簡素化などについて、事業者団体等の要望を踏まえた議論を集中的に行い、早急に医療機器の改良・改善を促す措置を講じる。	平成24年度措置	厚生労働省	業界団体等の要望を踏まえ、関係業界との打合せを集中的に実施しており、早急に医療機器の改良・改善を促す措置内容について検討しているところである。	△	・運用等による対応が予定されているところ、平成24年度末を待つことなく前倒しで措置されることを望む。

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
7	医療機器分野における規制・制度改革④(QMS調査の国際的整合性の向上・合理化)	国際規格との整合性をより一層向上させるよう「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(平成16年12月17日厚生労働省令第169号)の見直しに向けた検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	今後のQMS調査制度の見直しについては、「日本再生戦略」、「医療イノベーション5カ年戦略」で示されているとおり、次期通常国会に薬事法改正法案を提出することを指すとされており、提出までに結論を得ることができるよう、現在、省内で検討を進めているところである。	△	・事業者の負担軽減に資する省令見直しとなるよう、検討の行方をフォローする必要がある。
		個別品目ごとに実施されている現行のQMS調査の単位について、例えば製造所ごと、あるいは製品群ごとの実施に向け、事業者団体等とも協力し、見直しの検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論				・同上
		QMS調査の主体間でQMS調査の結果を共有することなどにより書面調査及び実地調査の重複を解消する措置に向けた検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論				・同上
		医療機器のリスク分類にかかわらず、QMS調査の主体を登録認証機関に一元化する案も含め、QMS調査の更なる合理化に向けた検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論				・同上
8	医療機器分野における規制・制度改革⑤(医療機器における「認証」制度の改善)	医療機器の品目ごとにその製造販売について認証を受けた者(認証取得者)について相続、合併又は分割(当該品目に係る資料等を承継させるものに限る)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該品目に係る資料等を承継した法人は、当該認証取得者の地位を承継すること、認証取得者がその地位を承継させる目的で当該品目に係る資料等の譲渡をしたときは、譲受人は、当該認証取得者の地位を承継すること、認証取得者の地位を承継したときに併せて認証を受けた登録認証機関を変更することなどについて、薬事法の運用により対応が可能かどうかについて、登録認証機関及び業界団体の意見を聴取した上で検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	業界団体からの要望を踏まえ、検討しているところ。	△	・運用等による対応が予定されているところ、平成24年度末を待つことなく前倒しで結論を得ることを望む。
9	医療機器分野における規制・制度改革⑥(医療機器に係る添付文書の省略)	医療機器の規定の様式を用いた添付文書を廃止するなどの添付義務の緩和に向けた検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	添付文書等による医療機器の使用及び取扱い上の必要な注意に関する情報提供について、諸外国における取扱いの状況も情報収集しつつ、適切な情報提供の在り方について検討を行っている。	△	・医療機器の特性を踏まえた情報提供方法となるよう、検討の行方をフォローする必要がある。
10	医療機器分野における規制・制度改革⑦(医療用ソフトウェア等の法令上の位置付けの明確化)	単独で診断支援機能等を有するソフトウェア等が「医療機器」であることを明らかにすることなど、医療用ソフトウェア等の法令上の位置付けについて検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	医療用ソフトウェア等の法令上の位置付けの検討については、「日本再生戦略」、「医療イノベーション5カ年戦略」で示されているとおり、次期通常国会に薬事法改正法案を提出することを指すとされており、提出までに結論を得ることができるよう、現在、省内で検討を進めているところである。	△	

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
11	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化	国際汎用添加物のうち、いまだ指定がなされていない15品目について、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づき実施した「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のための措置を踏まえ、全ての品目について既に審議が開始されているところであり、このうち食品健康影響評価が終了している3品目については、平成24年度中を目途に指定する。その他の12品目については、国際汎用添加物の早期指定に向けてリソースを充実させた上で、既に指定された国際汎用添加物の指定に要した期間を踏まえ、追加資料の収集に要する期間を除き、指定までおおむね1年程度を標準とする今後のロードマップを策定・公表し、処理する。	平成24年度上期措置(3品目指定は平成24年度措置)	内閣府 厚生労働省	食品健康影響評価が終了している3品目については、食品安全委員会の評価結果を踏まえ、厚生労働省において、平成24年度中の指定に向けて手続を行っているところである。その他の12品目については、国際汎用添加物の指定に係る今後のロードマップを平成24年9月12日に策定・公表済み。また、食品安全委員会添加物専門調査会で順次、審議中。なお、厚生労働省においては平成24年10月1日から、内閣府においては平成24年11月1日(予定)から、それぞれ国際汎用添加物の食品健康影響評価又は指定を担当する人員が増強されているところ。	△	・引き続き、いまだ未指定の国際汎用添加物15品目についての早期処理を望む。
		「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のために「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づいて講じた措置の効果について検証を行い、その結果を公表する。	平成24年度措置		「食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化」のために「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づいて講じた措置の効果については、平成24年5月末までにすべての品目が食品安全委員会添加物専門調査会での審議に入ったところ。また、今後のロードマップが平成24年9月12日に策定・公表され、それに基づき、厚生労働省で評価に必要な追加データの収集等を行いつつ、審議を行っている。平成24年度末の結果公表に向けて内閣府及び厚生労働省で引き続き検証中。	△	
12	自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和	地方公共団体に対する技術的指針(「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成24年3月31日国住街第257号))の発出後、実際に、幹線道路沿道において必要な規模の自動車整備工場の立地が容易となったかどうかについて、自動車整備工場の立地の状況について検証し、その結果を公表する。	平成24年度措置	国土交通省	「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成24年3月31日国住街第257号)について、特定行政庁や業界団体に対して説明会等により、必要な情報提供を行い、幹線道路沿道において必要な規模の自動車整備工場の立地が容易となるよう取り組んでいるところ。	△	・自動車整備工場の立地状況についての検証に向けた取組がなされていない。 ・平成24年度内の結果公表に向け、早急に検証に着手すべきである。
		必要な規模の自動車整備工場の立地の状況を検証した結果、自動車整備工場の立地が容易になっていない場合、地域主権改革の趣旨の下、まちづくりの権限が地方公共団体にあることを踏まえ、地方公共団体と連携してその原因を検証し、必要な規模の自動車整備工場の立地の円滑化に向けて、地域の自主性を尊重しつつ、建築基準法の改正や許可の円滑化などについて検討を行い、必要な更なる措置を講じる。	平成24年度検討開始、平成25年度措置		幹線道路沿道において必要な規模の自動車整備工場の立地が容易となるよう取り組んでいるところであり、今後、立地の状況を検証した結果、自動車整備工場の立地が容易になっていない場合には、地域の自主性を尊重しつつ、必要な更なる措置について平成24年度に検討を開始し、平成25年度に措置することとしている。	△	
13	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準・申請手続の統一	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の特殊車両通行許可基準・申請手続の統一については、他の物流系連結車両も含めた特殊車両通行許可基準・申請手続の見直しの一環として、軸重増加による道路構造物への疲労増大の影響の分析結果等を踏まえ、早急に事業者・事業者団体を交えた検討を開始し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	現況の交通量の推計及び物流系連結車両の軸重緩和後の交通量の推計をもとに、軸重緩和による道路構造物への疲労影響について分析中である。 一方で国際コンテナについては、エアサスペンションを装着したコンテナ輸送車両は走行時に道路構造物に与える衝撃荷重が軸重10tの車両と同等であると実走行検証により確認されていることから、特例として軸重緩和が認められている。コンテナ輸送車両以外の物流系連結車両の軸重緩和についても同様の検証を行う必要(※)があり、その実施へ向けての所要の作業を開始した。  ※車両の走行による道路構造物に与える衝撃荷重が、道路構造物の設計時の想定(軸重10t)を上回らないことを担保する必要があるため	△	・平成24年度内の結論に向け、既に着手している分析・検証作業と並行して事業者・事業者団体を交えた検討に早急に取り組むべきである。
14	45フィートコンテナ輸送の普及促進に向けた取組	産業界からの提案も踏まえ、全国展開に向け、「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」以外の輸入港を発着する輸送経路での検証、通行可能な経路の調査を実施する。	平成24年度措置	国土交通省	輸送経路での車両長(被けん引車を含む。)が17m超の車両に係る実走行検証については、日本経済団体連合会及び日本物流団体連合会に対して協力を要請し、各団体から会員企業に対して45フィートコンテナによる輸送の有無を確認するとともに、実走行検証を打診した。その結果、45フィートコンテナによる輸送の事例は複数あったものの、いずれも車両長(被けん引車を含む。)が実走行検証の対象とならないものであった。 通行可能経路の調査については、平成24年度末の公表に向けて、日本経済団体連合会及び日本物流団体連合会に対して、調査対象港湾について意見照会を実施。両団体の意見をもとに、京浜港及び阪神港を対象に、現在、コンテナ輸送車両の通行の多い経路の抽出作業を実施中。抽出作業完了後、その経路に関して45フィートコンテナによる輸送が可能かの検証を実施する。	△	

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
15	医薬品分野における規制・制度改革①(「ワクチン・ギャップ」の解消)	ワクチンの規格値及び試験方法について国際基準との整合性を確保するため、既承認の「生物学的製剤基準」(平成16年3月30日厚生労働省告示第155号)について適時見直しを実施する。	平成24年度以降逐次実施	厚生労働省	「生物学的製剤基準」については、平成24年4月27日付厚生労働省告示第348号、同年7月24日付厚生労働省告示第439号及び同月27日付厚生労働省告示第457号により改正を行ったところである。また、ワクチン等の専門家による研究も踏まえ、本基準の改正に向けて今年度から具体的な検討を行っているところである。	△	・検討の行方をフォローする必要がある。
		ワクチン輸入時の品質試験の重複を解消するために、日本が直接外国製造所で製造されるワクチンの品質確認ができる体制を確保しながら、輸出国のGMPが我が国と同等であると認められる場合について、国内における自家試験の試験項目のうち、海外での出荷試験の試験項目との重複部分を免除するために、日・EU間の相互的な環境整備を図る方向で検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		日・EU間の相互的な環境整備を図り、お互いの理解を深めることを目的として、EUを含む各国の医薬品査察当局による国際的な協議会を利用するため、その加盟手続きを進めているところ。	△	・平成24年度結論に向けて着実な進捗を望む。
		日・欧州共同体相互承認協定(MRA)の対象国を拡大した上で、化学的医薬品以外の対象品目を追加することについて検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		EUとのMRAについては、対象国の拡大が最優先であり、EUとの対象国拡大のMRA交渉の時期(EUとも調整中)を考慮しながら、具体的な対象品目拡大の議論を進めることとしている。	△	・平成24年度結論に向けて着実な進捗を望む。
		WHOが接種を推奨しているワクチンについて、ワクチンの安全性・有効性や費用対効果なども考慮しつつ、定期接種化に向けて、順次検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論		・厚生科学審議会予防接種部会(平成21年12月設置)において議論を行い、平成24年5月23日に、7ワクチン(子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎)について、広く接種を推進していくことが望ましく、特に3ワクチン(子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌)は平成25年度以降も円滑な接種を行うことが必要といった内容等を盛り込んだ「予防接種制度の見直しについて(第2次提言)」を取りまとめた。 ・第2次提言を受けて、できるだけ早期に予防接種法の改正案を国会に提出できるよう、検討や市町村等関係者との調整を進めている。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「平成24年度中を目指した法案提出」とされたところ。
16	医薬品分野における規制・制度改革②(GCP省令の国際基準との整合)	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の内容をICH-GCPの内容と整合させるよう、GCP省令の見直しに向けた検討を行い、省令を改正する。	平成24年度措置	厚生労働省	GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の内容をICH-GCPの内容と整合させるよう、GCP省令の見直しに向けた検討を行っており、平成24年度内に改正予定である。	△	・「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「平成24年度措置」とされたところ。
		GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の運用通知(「「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について」(平成23年10月24日薬食審査発1024第1号))をICH-GCPの内容と整合させるよう検討を行い、通知を改正する。また、同通知の改正と併せて、同通知がガイダンスである旨の周知徹底を行う。	平成24年度措置		GCP省令(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年3月27日厚生省令第28号))の運用通知(「「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」の運用について」(平成23年10月24日薬食審査発1024第1号))をICH-GCPの内容と整合させるよう検討を行っており、平成24年度内に改正予定である。	△	・同上

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
17	建築物の仮使用承認手続の見直し	特定行政庁が行うことができる仮使用承認について、テナント未入居部分における壁や床、天井などの内装工事のみを残し、消防設備や避難経路等については全て工事が完了している場合に関して、審査の効率化を図るため、具体的な基準を策定することなどにより民間の指定確認検査機関の活用に向け法改正を含め検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	仮使用承認の活用実績がある設計者等の実務者に対してヒアリングを実施しているところであり、平成24年度結論に向けて検討を進める予定。	△	・平成24年度措置に向けて早期に着実な進捗を望む。
		上記の場合に係る仮使用承認事例を収集・整理し、公表することなどにより、地方公共団体に対して、仮使用承認手続の迅速化に資する技術的助言を行う。	平成24年度措置		仮使用承認事例を収集・整理するために、特定行政庁に対する実態アンケート調査を実施したところであり、平成24年度措置に向けて検討を進める予定。		
18	航空分野における規制・制度改革①(航空機製造事業法の事業許可基準等の見直し)	航空機製造事業法に規定する航空機等の修理の事業における航空法との重複規制について、航空機製造事業法による指導・監督等の実績が少ない状況等を踏まえ、航空機修理事業者の負担軽減に向けた抜本的な見直しの検討を行い、結論を得る。 また、上記の検討を行うため、航空機修理事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。	平成24年度検討・結論	経済産業省	航空機修理事業者の負担軽減に向けた、抜本的な見直し及び検討会の立ち上げに向け、製造事業者及び修理事業者(エアライン等)からの要望聴取等が終了したところ。 現在は関係者による検討会の立ち上げに向け、準備を行っているところであり、平成24年11月中に第1回目の検討会を開催する予定。	△	・平成24年度内の結論に向けて、早急に航空機修理事業者等を含めた検討会を立ち上げ、検討を開始すべきである。
		上記措置までの間、航空機製造事業法第2条の2の「航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理及びこれに準ずるもの」についての解釈について通知等で周知を図り、子会社が、航空運送事業者である親会社の航空機等の修理を行う場合等、修理事業許可の適用外とする範囲を明確化する。	平成24年度上期措置		航空機製造事業法第2条の2の「航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理に準ずるもの」に以下が該当することを明確化すべく、航空機製造事業法の運用についてを定めた通達(「航空機製造事業法の運用について(昭和54年7月20日付け54機局第391号)」)の改正案を作成しており、平成24年10月中に同通達改正を施行する予定。 ・航空運送事業者又は航空機使用事業者(以下「航空運送事業者等」)以外の事業者であって、航空機又は特定機器(以下「航空機等」)を使用する者が、当該航空機等について自ら行う修理。 ・航空運送事業者等の親会社が、当該航空運送事業者等の使用する航空機等について行う修理。 ・航空運送事業者等の子会社が当該航空運送事業者等の使用する航空機等について行う修理。 ・航空運送事業者等の親会社の子会社が、当該航空運送事業者等の使用する航空機等について行う修理。(航空運送事業者等の自家修理を除く。)		
19	航空分野における規制・制度改革②(航空機無線設備の検査項目の国際基準との整合)	国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、電波法が規定する航空機無線設備の検査項目のうち、「電氣的特性の点検」(ベンチチェック)及び「総合試験」(フライトチェック)について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。 また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。	平成24年度検討・結論	総務省	平成24年8月10日より「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」を開催し、平成24年度中に結論を得られるように検討を行っているところ。	△	・国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえた上で、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向けた結論を得るため、検討会の着実な進捗を望む。

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
20	航空分野における規制・制度改革③(航空機無線設備の定期検査制度の見直し)	国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、電波法が規定する航空機無線設備の定期検査について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。 また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。	平成24年度検討・結論	総務省	平成24年8月10日より「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」を開催し、平成24年度中に結論を得られるように検討を行っているところ。	△	
		上記措置までの間、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)に基づいて検討を行っている「電気的特性の点検(ベンチチェック)の周期延長」について、早急に措置する。	平成24年度上期措置		平成24年8月10日より開催している「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」において航空機無線設備の検査制度の在り方について検討を行っているところであり、電気的特性の点検(ベンチチェック)についても検討対象となることから「19」、「20」及び「21」と併せて検討しているところ。		
21	航空分野における規制・制度改革④(航空機無線設備の製造番号登録制度の見直し)	国際基準との整合性及び安全性の確保等を踏まえ、航空機に搭載する無線設備の製造番号登録制度について、国内の航空運送事業者の国際競争力強化に向け、制度の在り方も含めた見直しの検討を行い、結論を得る。 また、上記の検討を行うため、航空運送事業者等を含めた検討会を早急に立ち上げる。	平成24年度検討・結論	総務省	平成24年8月10日より「航空機に搭載する無線局の検査の在り方に関する検討会」を開催し、平成24年度中に結論を得られるように検討を行っているところ。	△	
22	大規模集客施設に対する立地規制の見直し	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年5月31日法律第46号)の附則に基づく都市計画法等の施行の状況についての検討を行う中で、第二種住居地域、準住居地域及び工業地域の3地域(とりわけ工業地域)における大規模集客施設の立地に係る関係者の様々な意見を聴取しつつ、法改正の趣旨も踏まえ、検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論	国土交通省	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年5月31日法律第46号)の附則に基づき、都市計画法等の施行の状況に係る調査を実施しているところであり、引き続き、関係者への意見聴取をするなどして検討を進めていく。	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24年度中に結論が出せるよう、調査の実施、取りまとめ及び公表のスケジュールを明確にするなど、着実に検討をすすめられたい。</li> <li>・大規模集客施設に対する立地規制の見直しに関する措置時期の確認が必要。</li> </ul>

規制・制度改革に係る方針(平成24年7月10日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期				
23	専門26業務における「付随的な業務」の範囲等の見直し	派遣労働の期間制限違反に係る指導監督に当たっては、労働者派遣法改正法成立時の国会附帯決議を踏まえた適切な対応をすよう、各都道府県労働局に対して文書を発出する。 あわせて、「付随的な業務」について疑義が生じているとの指摘も踏まえ、その該当性の判断に資するよう、都道府県労働局に対する照会の多い事例を収集し、その類型化を行った上で、基本的な考え方の整理を行い、必要に応じて「労働者派遣事業関係業務取扱要領」等を見直す。	平成24年度措置	厚生労働省	国会附帯決議を受けての今後の指導監督に関しては、平成24年7月下旬から8月上旬にかけて行った都道府県労働局ブロック会議において指示を行った。また、平成24年10月11日に行われる都道府県労働局長会議、10月25日に行われる都道府県労働局安定部長会議においても、今後の指導監督に関し、指示を行う予定。 都道府県労働局への文書の発出については平成24年10月中を予定。  付随的業務についての照会の多い事例収集については、継続的に照会に関する事例の蓄積を行い、類型化を行う予定。	△	・今後、事例収集及び類型化のみならず、「基本的な考え方の整理」も行っていただく必要があることに留意されたい。
		「労働者派遣事業関係業務取扱要領」等の内容の見直しに当たっては、改正部分について幅広く意見を聴くための方策を講じる。 改正後には、十分な周知期間の確保にも留意しつつ、改正の趣旨、概要、新旧比較の公開等、関係者にとって分かりやすい形の公表を行う。	逐次実施		改正労働者派遣法の施行(平成24年10月1日)に伴う「労働者派遣事業関係業務取扱要領」等の改正にあたっては、事前に関係団体等から様々な意見を聴取した。  周知については、各都道府県労働局主催の改正法説明会を平成24年9月末までに約160回開催し、改正に関する資料の公表については、平成24年8月22日に厚生労働省ホームページ上に改正法に関するページ(※)を設け、改正の概要、新旧対照表、リーフレット等、関係者にとって分かりやすい形で公表した。 (※)http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/kaisei/	△	・「労働者派遣法改正に伴う労働者派遣事業関係業務取扱要領の主な改正点」には、「改正内容」及び「改正の概要」の簡潔な記載があるのみであり、記載内容をより充実させるなど「関係者にとって分かりやすい」記載とすべき。また、法律の「新旧対照表」ではなく、取扱要領の「新旧対照表」も公表すべき。 ・なお、これらは取扱要領等の改正のたびに本閣議決定内容を実施していただくものであり、今回の措置をもって終了するものではない点に十分留意されたい。
		労働者派遣法改正法の施行後速やかに、いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが異なる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先事業主に分かりやすい制度となるよう、見直しの検討を開始する。	平成24年度下期 検討開始			平成24年10月中に「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」を立ち上げ、派遣可能期間の制限の在り方についても、有識者による検討を開始する予定。	△

「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)

「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)			所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項	
事項名	指摘事項	実施時期					
農業分野							
①	農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施	<p>&lt;金融庁検査の実施について&gt; (検査結果の公表) 金融庁検査の結果については、預金等受入金融機関が適切な管理体制を構築する上で参考となる事例を取りまとめた「金融検査結果事例集」を公表しているところ。農協に対する金融庁検査の結果事例について、他農協が参照できるよう、都道府県との調整を経て公表する。</p>	平成24年度措置	金融庁・農林水産省	農協に対する金融庁検査の結果事例の公表に向けて、現在、農協に対する検査を実施するとともに、他農協が適切な管理体制を構築する上で参考となる事例の選定作業を行っているところである。同事例については、今後、都道府県との調整を経て、平成24年度中に公表する予定である。	△	・指摘事項をマクロ的な形でまとめて公表し、他農協が参照できるようにすべきである。
		<p>(検査件数の増加) 預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保のための都道府県の農協指導に資するよう、都道府県からの要請状況を踏まえ、平成24年度の検査件数を増加させる。</p>	平成24年度措置	金融庁・農林水産省	都道府県からの要請状況を踏まえつつ、以下のように農協に対する検査の件数を増加させるよう努めているところである。 ●金融庁においては、「平成24検査事務年度検査基本方針」において、当検査の件数を増加させるよう努めることを明記し、平成24年8月28日に公表した。 ●農林水産省においては、平成24年4月12日に「平成24年度検査方針、統一検査事項及び検査周期」において、当検査を優先的に実施する方針を公表した。 ●また、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための「農業協同組合法で定める要請検査の実施に係る基準・指針」の内容等について、引き続き、都道府県及び関係団体に対して、丁寧に説明を行っているところである。	△	・農協法上、3者要請検査は都道府県知事の要請を受けて行うこととなっているが、預金者保護の観点から、他金融機関と同様の検査が必要ではないか。一定期間のうちに実施件数が少ない場合は、増やすための方策を講じるべきである。
		<p>&lt;公認会計士監査の実施について&gt; (現行監査の質の向上) 「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に沿って農協の監査への公認会計士の活用等が実施されているが、JA全国監査機構の「行動計画」に沿った農協の監査の質の向上に取り組むとともに、業務監査の結果を事例集として公表する。</p>	平成24年度措置	金融庁・農林水産省	農林水産省は、全国農業協同組合中央会が平成20年12月に策定・公表した「行動計画」に即した取組が確実に実施されるよう指導を行っており、また、業務監査の結果について事例集として公表するように指導しているところ。その結果、全国農業協同組合中央会は、平成24年度については行動計画に沿って、監査の質を向上させるため、公認会計士を33人まで増員した。また、業務監査の結果の事例集についても今年度中に公表を目指して取り組んでいるところ。	△	・中央会の「行動計画」に基づく農協の監査結果等を踏まえ、監査の質の向上や、客観性の向上を図るための方策を検討すべきである。
②	農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和	<p>(調査結果の公表) 「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に沿って、既に農林水産省は実態調査を行ったところ、現在は追加調査を実施している。これらについて、速やかに取りまとめ、その結果を公表する。</p>	逐次実施	農林水産省	改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等を把握するための実態調査に着手し、回答の理由・趣旨(矛盾する回答がある場合の真意の確認等)の精査等分析を行う上で必要な事項について追加調査を実施し、現在結果を取りまとめ中。	△	・いまだに実態調査の取りまとめを行っており、もっとスピード感をもって取り組み、早期に結果を取りまとめ、結論を得ていただきたい。
③	農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)	<p>(調査結果の公表) 「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に沿って、既に農林水産省は実態調査を行ったところ、現在は追加調査を実施している。これらについて、速やかに取りまとめ、その結果を公表する。</p>	逐次実施	農林水産省	農業委員会の活動状況に対する評価を把握するための実態調査に着手し、回答の理由・趣旨(矛盾する回答がある場合の真意の確認等)の精査等分析を行う上で必要な事項について追加調査を実施し、現在結果を取りまとめ中。	△	・いまだに実態調査の取りまとめを行っており、もっとスピード感をもって取り組み、早期に結果を取りまとめ、結論を得ていただきたい。

「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)			所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項	
事項名	指摘事項	実施時期					
医療分野							
④	保険外併用療養の範囲拡大	(新たな先進医療制度の運用開始) 「医療保険における革新的な医療技術の取扱いに関する考え方について(先進医療制度の手続、評価、運用の見直し)」(平成23年5月18日中央社会保険医療協議会)において結論が得られた先進医療制度の手続、運用の柔軟化、効率化・重点化について、所要の措置を講じ、早急に制度の運用を開始する。特に、外部機関を活用した、技術の安全性・有効性等の評価の在り方について、早期の実現に向けて、更に検討、調整を行う。	平成24年度以降順次実施、特に、外部機関を活用した、技術の安全性・有効性等の評価の在り方についてはできる限り早期に結論	厚生労働省	○「医療保険における革新的な医療技術の取扱いに関する考え方について(先進医療制度の手続、評価、運用の見直し)」(平成23年5月18日中央社会保険医療協議会)において結論が得られた先進医療制度の手続、運用の柔軟化、効率化・重点化について、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」(平成24年7月31日付け医政局長、医薬食品局長、保険局長通知)を发出し、先進医療及び高度医療における審査を一つの会議で行う等対応したところである。  ○また、同通知により、新規技術の技術的妥当性、試験実施計画等の審査については、評価対象の安全性等に鑑み先進医療会議が認めた場合には、高度の知見を有する外部機関に行わせることができることとした。今後さらに、外部機関における評価の具体的な実施方法や体制等について検討する。	△	・平成24年10月1日以降の運用実態を踏まえて、手続き、運用の柔軟化、効率化・重点化の効果や制度見直しに伴うその他の影響等、評価・検証する必要がある。 ・今後さらに行う外部機関における評価の具体的な実施方法や体制等についての検討状況について、フォローが必要。
⑤	ICTの利活用促進(遠隔医療、特定健診保健指導)	(ICTを活用した保健指導) 特定健診に基づく保健指導における、ICT(情報通信技術)を活用した遠隔面談については、実証データ等を収集した上で、対面での指導内容等との差異を検証し、制度の見直しについて検討する。	平成24年度上期検討・結論	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金による研究(多様なニーズに対応するための新たな保健指導方法の開発に関する研究)により、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の効果について一定の検証を行ったところであり、この検証結果も踏まえ、平成24年度中に、制度の見直し事項について検討し、結論を得る予定。	△	・特定健診における保健指導の制度の見直しについて、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「平成24年結論、平成24年度措置」とされたことを踏まえ、制度の見直し事項について、早急に結論を得るべき。
		(処方箋の電子化) 「処方箋の電子化に向けて」(平成24年4月 医療情報ネットワーク基盤検討会)に示された論点を踏まえつつ、全ての処方箋電子化の早期実現を図るために、インフラ整備等の所要の措置について工程表を作成し、公表する。	平成24年度検討・措置		「処方箋の電子化に向けて」(平成24年4月)に示された論点を踏まえ、処方箋の電子化の実現を図るため、実証を踏まえた検討を行う予定。	△	・インフラ整備等の所用の措置についての工程表作成のための取組及びスケジュールを示すべき。

「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)			所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項	
事項名	指摘事項	実施時期					
⑥	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	(早期結論に向けた工程表の作成) 一般用医薬品の販売方法について、第三類医薬品以外の一般用医薬品の郵便等販売に関する合理的な規制の在り方の検討、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況・円滑供給への寄与度等の検証、経過措置期間中の副作用発生状況等の検証を行うに当たって、計画的かつ早期に結論を得るための工程表を作成し、公表する。	平成24年度検討・措置	厚生労働省	一般用医薬品の販売に関する調査結果等を踏まえつつ、年度内に工程表を作成し、公表できるよう準備を進めている。	△	・工程表を作成するに当たっては、結論を得る時期を明記すべきである。
		(適切な調査の実施) 経過措置期間中の副作用発生状況等について、薬剤師等からの情報提供との関連性、販売経路起因性等の様々な観点から詳細な分析を行い、副作用を含めた安全性と販売方法の関連性を明らかにするための調査を実施する。 これらの調査結果に基づき、一般用医薬品の販売規制の見直しに反映させるため、利用者の安全性を確保するための要件を整理し、結果を公表する。	平成24年度措置		平成24年度の厚生労働科学研究事業において、経過措置期間中の副作用発生状況や、消費者や薬剤師等の医薬品販売に関する意識や実態などを調査する予定であり、現在、その準備を進めている。	△	・販売経路と副作用発生の因果関係を正しく評価し、規制のあり方等に反映させていく観点より、経過措置期間中の副作用発生状況等について、薬剤師等からの情報提供との関連性、販売経路起因性等の様々な観点から詳細な分析を早急に行い、整理すべき。
		(郵便等販売の経過措置終了後の代替措置) 経過措置による郵便等販売を利用している継続購入者及び離島居住者について、経過措置終了後の対応の在り方を検討し、必要な措置を講じる。	平成25年5月末までに措置		平成24年度中に、経過措置による郵便等販売を利用している継続購入者及び離島居住者について利用状況等を調査する予定であり、その調査結果等を踏まえて経過措置終了後の対応の在り方を検討する。	△	・経過措置終了後の対応の在り方について安全性と利便性を両立できる制度を確立すべき。
		(偽造医薬品の流通防止体制の強化) 偽造医薬品の流通防止に向けて、販売方法ごとの特性を踏まえた規制の在り方について検討を行い、その結果を踏まえて適切な監視体制・罰則を検討する。	平成25年度できる限り早期に結論		販売方法に応じた規制については現在検討中である。	△	・医薬品の円滑な流通を妨げないような規制を検討すべきである。
⑦	訪問看護ステーションの開業要件の見直し	(特例措置の実態調査の実施) 各自治体における特例措置の申請状況・結果及び実施状況等について、調査を行い、結果を公表する。	平成24年度措置	厚生労働省	第92回社会保障審議会介護給付費分科会(平成24年9月7日開催)において、特例看護サービスの申請状況・結果及び実施状況等について調査を行った結果を公表した。 特例措置については、岩手県、宮城県及び福島県で平成25年3月31日までの時限措置として延長しているところであり、今後、当該措置の実施状況等も踏まえて検討する。	△	・1人開業の申請はこれまでに複数件あったが、既存の事業所で足りているとの理由で自治体が却下している。本当に物理的に人数が足りているからなのか、申請した事業所の安全性が問題だったのか、詳細な内容が不明である。 ・特例措置の検証については、事例数が少ない=1人開業の訪問看護サービスのニーズがない、という視点ではなく、どのような仕組みがあれば、1人でも安心・安全な訪問看護サービスが提供できるか、という視点が必要である。 ・左記第92回介護給付費分科会における議論を踏まえ、厚生労働省が今後直接現地に伺った上でニーズ調査が確実になされること、ならびに当該調査の上で当該分科会に改めて報告がなされることを引き続きフォローする必要がある。
		(全国の人員基準の見直し) 特例措置の実施状況等を踏まえ、安全なサービスの安定的な提供に配慮しつつ、必要な人員配置基準について検討を行い、結論を得る。	平成24年度検討・結論			△	・上記報告を踏まえ、1人開業の一般制度化を視野に入れた、より幅広い視点で調査を行うべきである。

「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」(平成24年6月29日 規制・制度改革委員会)			所管省庁	実施状況実施状況(平成24年10月1日時点)	評価	問題意識・指摘事項
事項名	指摘事項	実施時期				
⑧ ⑨ ドラッグラグ、デバイスラグの更なる解消 [医薬品及び医療機器の審査手続の見直し]	(審査体制の強化) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)採用後の企業出身者に対する就業制限規定については、産・官・学の人材流動化を促進する観点から、利益相反に十分配慮した見直しを検討し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	厚生労働省	PMDAにおいて、採用前に企業に在籍していた職員については、採用後2年間、採用前5年間に在職した業務と密接な関係にあるPMDAの職務には就けないとする就業制限を設けている。 しかしながら、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの短縮のため、出身企業以外の医薬品等の審査等業務及び安全対策業務については、2年間の就業制限を除外している。 なお、この除外措置は、医薬品等による健康被害を受けた方々の代表を含めた学識経験者で構成される独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営評議会の審議を踏まえ、1年単位で延長しているところである。 今後も、利益相反に配慮し、運営評議会における審議も踏まえ、就業制限のあり方については検討していく。	△	
⑩ 再生医療の推進	(再生医療にふさわしい制度の導入) 再生医療における審査の効率性と迅速性を高めることを目指すためにも、再生医療製品の特性を踏まえた関連法の整備を行い、安全性評価や有効性評価の在り方について不断に見直しを行いつつ、再生医療にふさわしい制度を導入する。	平成24年度検討開始、平成25年通常国会へ関連法案提出を目指す	厚生労働省	再生医療製品の特性を踏まえて承認審査や市販後安全対策を見直すことについては、「日本再生戦略」、「医療イノベーション5カ年戦略」で示されているとおり、次期通常国会に薬事法改正法案を提出することを目指すとしており、提出までに結論を得ることができるよう、現在、省内で検討を進めているところである。	△	・次期通常国会での薬事法改正法案の提出までに結論を得るとしている検討の状況をフォローする必要がある。 ・なお、「日本再生加速プログラム」(平成24年11月30日閣議決定)において「iPS細胞を用いた再生医療実現のための法整備等」として、「iPS細胞を用いた再生医療を実現するために、次期通常国会における薬事法改正案の提出等の関連法制の整備を行うとともに、安全面の基準整備等を進める。」(平成25年措置)とされたところ。